

CHUO SOGO LAW OFFICE NEWS



弁護士法人

中央総合法律事務所

大阪事務所 〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階
電話 06-6365-8111(代表) / ファクシミリ 06-6365-8289
東京事務所 〒100-0011 東京都千代田区内幸町1丁目1番7号 NBF田比谷ビル11階
電話 03-3539-1877(代表) / ファクシミリ 03-3539-1878
京都事務所 〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8番 京都三井ビル3階
電話 075-257-7411(代表) / ファクシミリ 075-257-7433

<http://www.clo.jp>

2017 新春号

2017年 1月発行 第85号



ご挨拶

新春を迎え、皆様方には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

昨年来、欧米諸国を中心とする反グローバリズムやポピュリズムの台頭など、国際情勢は大きな変化を見せています。経済・政治・社会の先行きの不透明性が増すなか、あらゆる情報を正確に分析し、的確に対応することがより一層重要になってまいります。

本年1月より、当事務所に、昨年12月司法研修所を修了し弁護士登録した山本浩平、新澤純、鈴木啓市、小宮俊、池本直記、新智博の6名の弁護士を迎えました。大阪事務所には新澤、池本、新の3名の弁護士が、東京事務所には山本、小宮の2名の弁護士が、京都事務所には鈴木弁護士が、それぞれ勤務することになります。各位のご挨拶と抱負は8頁以下に掲載しています。いずれも意欲あふれる新進気鋭の弁護士です。私どもと同様何卒ご厚誼賜りますようお願い申し上げます。

また、東京事務所に所属しておりました稲田行祐弁護士がAIG Japan Holdingsに勤務するため、昨年10月末日、退職いたしました。新しい職場で大活躍されんことを念願しています。

右上に掲載している写真は一般社団法人金融財政事情研究会が主催し、当事務所も協賛させていただいております「ファイナンス・ランナーズ駅伝2016」に当事務所から出場した選手、応援団の諸君と一緒に撮った写真です。爽やかな晴天の下、リフレッシュさせていただきました。

最新の法律情報や当事務所の活動は、これからも事務所ニュースに掲載してまいります。本年も所員一同更なる研鑽を重ね、充実した体制でその職責を全うして参りたいと存じます。何卒旧僚のご指導、ご鞭撻のほどお願い申し上げます。

会長弁護士 中 務 嗣治郎



謹賀新年

旧年中は大変お世話になり、有難うございました。
本年も所員一同「至誠」を心掛け職務に当たる所存でございます。
よろしくお願い致します。



弁護士 岩城 本臣

弁護士(法曹家)の仕事のベースは「事実認定と法律の当てはめ」ですが、最近、特に「価値観」が問われることが増えました。

「死」については、「心臓死」に加え「脳死」が含まれることになりましたが、「延命治療」対応にあたり、「生」について難しい問いかけがなされています。

ファイナンスとテクノロジーが組み合わされた「フィンテック」問題も、貨幣とは?国家とは?について問いかけがなされています。



(はじめての内孫の1才の誕生日です)

弁護士 加藤 幸江

AI(人工知能)を使って新薬開発、AIによる株価予想、AIの東大合格断念等々、このところ「AI」の文字があふれています。AI作曲の曲が高い評価を受け、小説や絵画の分野の作品も生み出されています。AIの作品は、「思想又は感情を創作的に表現したもの」として著作権法上の「著作物」に該当するのでしょうか。保護を与えるべきか、与えるとして既存の法律の下でなのか、あるいは全く別の法律で保護することになるのか。夢の世界の友達だったロボットは私達の想像をはるかに超えて人間らしく、そしてある面では人間以上の能力を発揮しています。今年はAIに注目していきたいと考えています。



弁護士 森 真二

目まぐるしく社会・経済が変化する中で、ますます行政の役割は重要なものとなってきています。昨年注目を集めた都知事の交代、東京オリンピックの経費はどこまで圧縮できるのでしょうか。日本でも大きく取り上げられた米大統領選、TPPはどうなるのでしょうか。金融改革、恐ろしいほどのスピードで進んでいます。

当事務所でも、毎年若手弁護士が行政に期限付公務員として出向いて活躍の場を与えられています。当事務所として、いろいろな機会を通じて最新の情報を吸収し、そして発信・提供していきたいと考えております。



弁護士 安保 智勇

弁護士生活31年のうち、留学時代の3年間を除けば28年、気がつけば今年で東京生活も14年になりますので、大阪と東京で弁護士人生を丁度半分ずつ過ごしてきたことになります。大阪にいた頃は国内の依頼者の訴訟業務が主でしたが、東京に来てからは国際的な仕事が増加し、また訴訟外の業務に比重が移っています。これは大阪と東京という地域性もさることながら、弁護士業界自体の大きな変化も反映しているようです。



弁護士 村野 譲二

昨年は、英国のEU離脱の国民投票や米国の大統領選挙で、自国第一の保護主義が台頭するというやや気懸かりな出来事がありました。しかし、今年は、グローバル化が後戻りできない段階にきていることに気付かされる年になるように思います。

一方、日本では、65歳以上の高齢者が人口の27%を越え、世界のどの国も経験したことのない高齢化社会に超高速で向かっています。しかも、その高齢者は健康で全金融資産の72%を保有しているとも言われ、貴重な労働力であり且つ消費者になりうる層でもあります。雇用関係で言えば、定年制を廃止したり70歳定年制をとっている企業も出てきています。これからは、女性とともに、シニアの活用が重要な課題となります。



弁護士 中光 弘

今年弁護士25年目となります。これまでフットワークのよさを身上にしていまいりましたが、今年は、これに加えて、適時に的確なリーガルサービスをご提供できるよう意識して参ります。リーガルサービスの中身が適切でなければならないのはもちろんのことですが、物事にはタイミングというのがあって、適時にリーガルサービスが提供できなければ、クライアントの皆様感動いただけることにはならないと考えております。満足いただけるだけでなく、感動いただけるように努力を続けます。本年もどうぞよろしくお願い致します。



弁護士 中務 正裕

あけましておめでとうございます。
昨年夏は、石垣島にて、若いころからの念願であったダイビングのライセンスを高校生となった息子と一緒にとりました。水深10メートルの海底でマスクを外してまた付けたり、タンクを取り外してみたりなど、日頃経験することのない緊張感と恐怖でなかなか大変でしたが、三次元空間を自分の足で移動できるというのはとても新鮮な感覚で、美しい自然とともに大いにリフレッシュできました。今年も気力、体力を充実させて頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。皆様にとりましても幸多き年であらんことを!



弁護士 中務 尚子

昨秋、久しぶりにアメリカを訪れ、その渦巻く多様性と炸裂するようなエネルギーに圧倒されました。大統領選の直前であったこともあるでしょう。世界にはいろいろな幅広の主義主張があり、柔軟な思考ができるようにならねばと再認識した次第です。

今年も元気にハツラツと、できることならたおやかに、クライアントの皆様にも真に喜んでいただけるようがんばってまいりますので、どうぞよろしくお願い致します。



写真は、離婚協議中で大変そうなブラッド・ピットと。
(うそです。。ハリウッドにあるよくできた人形と)

弁護士 村上 創

昨年は、英国においては、Brexit、米国においては、大統領選と、大方の予想とは大きく異なり、また、これからの世界に大きな影響を与えるであろう出来事がありました。世界は刻々と変化を続けています。私も世界の変化に合わせていけるように日々精進しつつ、しかし、自分自身の中にある変わってはいけないものは大切にしていきたいと思っています。



さて、恒例(?)の映画ランキングです。残念ながら、1位は空席です。同率2位で「ロブスター」と「カルテルランド」でした(ご家族での観覧はお薦めできませんが)。

今年もよろしくお願い致します。

弁護士 小林 章博

1997年4月、司法修習生になりました。それから20年。司法を取り巻く環境は激変し、一部では弁護士が受難の時代と言われているようです。

しかし、厳しい時代を戦い抜けるような弁護士であってこそ、クライアントのためにも力を発揮できるのではないのでしょうか。

今年も、クライアントの皆様とともに、この時代を戦い抜けるよう全力で頑張ります!



弁護士 錦野 裕宗

本年も、担当する案件に全力投球致します。クライアントの皆様と共に悩み考えることにより、より良き解決案を提示し、その経営判断を勇気づけることができるよう、頑張っ参る所存です。にわとりにあやかり、例年よりも積極性、行動力を持って、1年を過ごしたいです。(写真は、大好きなEF58と、京都鉄道博物館にて)



弁護士 鈴木 秋夫

去年、神戸マラソンを3時間6分44秒で走り、目標の3時間切りに、もう少しのところまで来ました。ゼッケンにニックネームを入れると、レース中、沿道の応援者や給水所のボランティアの方(女子高生を含む)から「あっきーさん、頑張って!」と言ってもらえる時があり、気合いが入ります。マラソン練習を重ねてきた結果、体重が55キロに絞れ、腹筋ムキムキです。今年も、自己ベストを更新できるように頑張りたいと思います。勿論、弁護士業務もトップスピードで頑張る所存です。ランニングが趣味の方、休日に親睦を兼ねて一緒に走りませんか。是非、お声掛け下さい。



弁護士 藤井 康弘

「努力は必ず報われる。報われない努力があるとすれば、それはまだ努力とはいえない。」王貞治さんがおっしゃっていた言葉で、大変厳しい言葉だと思いますが、心に残る言葉です。同志社大学法科大学院の客員教授として、学生と接する機会も多いのですが、学生から刺激を受けつつ、日々の努力の重要性を痛感します。昨年は、「募集株式発行の法と実務」の執筆を担当し、会社法の基本的なことから実務面まで、知見を深めることができました。今年も、日々の努力を怠ることなく、事件処理に努めて参る所存ですので、何卒宜しくお願い致します。



弁護士 國吉 雅男

「ディズニーランドはいつまでも未完成である。現状維持では、後退するばかりである」(ウォルト・ディズニー)

我々も常に進歩・改善を心掛け、皆さまに行き届いたサービスを提供させていただく所存です。

本年もどうぞ宜しくお願いいたします。

(写真は、石垣島で初めて体験したフライボードの模様です。宙に浮く感じが爽快ですので、ご興味があれば、是非ご体験ください!)



弁護士 瀧川 佳昌

昨今重要な法律の改正が続いており、また毎年のように弁護士に求められるスキル水準も上がっていると感じています。英国米国において政治の世界ではグローバル化とは反対の流れを象徴する出来事もありましたが、引き続き経済の面ではグローバル化は避けられないものとなっています。個人としても事務所としても法改正、世の中の流れにキャッチアップできるよう今年も向上心を持って頑張ろうと思います。



弁護士 古川 純平

最近、子供が通う保育園からの連絡ノート(その日の子供の様子が記載されています)を読むことが楽しい日課になっています。子供の日々の成長を実感すると共に、自身もさらに成長(仕事の面で)していないといけないと感じています。

昨年も様々なご依頼をいただき、社外取締役への就任や、これまで考えたことがないような新規プロジェクトへの参加等新しいことにも挑戦させていただくことができました。

本年も、法律相談や訴訟等の日々の業務も大切にしながら、新しいことにも取り組んで行けるよう精進したいと思います。



弁護士 金澤 浩志

本号で別途報告させていただいておりますが、先日ニューヨークとサンフランシスコを訪問しました(写真は、ツインピークスの頂上から見下ろしたサンフランシスコの街並みです)。2013年にシンガポールから帰国して以来の海外でしたが、ちょうどメジャーリーグのワールドシリーズ開催中で、何ともタイミングの良いことに、滞在中にシカゴ・カブスが108年振りのシリーズ制覇を果たした場面(テレビ中継ですが)を見ることができました。シカゴの街はその後お祭り騒ぎだったようです。今年は、美しい夏のシカゴを数年振りに訪れたいと考えています。



弁護士 松本 久美子

昨年春に長女を出産いたしました。はじめはただ泣いて寝てミルクを飲むことしかできなかったのが、みるみる成長し、気がつけばおすわりやハイハイをはじめと、子供の成長するスピードの早さに本当に驚かされております。今年は子供の成長を励みにして仕事にも邁進していきたいと思います。本年もよろしくお願いいたします。



弁護士 堀越 友香

岩手で山に囲まれて生まれ育ったせいか、森林や水辺など自然の中では、普通の忙しい心が落ち着き、ほっとします(写真は夏の上高地)。

東京事務所は、会議室から日比谷公園の木々がよく見渡せます。

法律事務所にいらっしゃる方々は、お困りのことを抱えて来られ、緊張されていることも多いと思いますが、打合せの前に木々の緑や紅葉を目にして、少しでもリラックスしていただければと思います。そして、お打合せの後には、お悩みを少しでも軽してお帰りいただきたいと思っています。



弁護士 山田 晃久

弁護士登録10年目に入りました。業界の中ではまだまだ若手ですが、自分が弁護士に成り立ての頃に感じた10期上の諸先輩は意欲と能力に満ち溢れ、お手本としての存在でした。日々の業務の品質とスピードを向上させることに加え、後輩の指導・教育にも力を注ぎ、事務所全体のパフォーマンスを高めて参りたいと思います。写真は、昨年に引き続きキャンプの一風景です。最近はキャンプ道具も機能的に充実していますが、最低限の装備の中でいかに楽しむかを追求することで、子供たちにも創意工夫する面白さを体験してほしいと思っています。



弁護士 平山 浩一郎

昨年4月に、私が生まれ育った熊本で、大地震が発生しました。

故郷のために少しでも力になればと思い、被災された方々からの電話法律相談を担当するなどして、微力ながらお手伝いをさせていただきました。

写真は、平成27年に世界文化遺産に登録された、熊本県宇城市にある三角西港に行ったときのものです。

昨年11月には、熊本県人会の事業として、特に被害が大きかった地域に行ってきましたが、傾いた家屋が解体されずに残っているなど、まだまだ深刻な状況でした。私にできることは限られますが、これからも、被災された方々のための活動を続けていければと思っています。



弁護士 柿平 宏明

今年はついに日本に帰国することになります。2年ぶりに見る日本がどんな風に目に映るのか、とても楽しみです。世界もこの2年でかなり変わりましたが、私もそれなりに変わることが出来たのではないかとと思っています。楽しみにしています。



弁護士 赤崎 雄作

2年4カ月の海外生活を終え、昨年11月に日本に帰国いたしました。ロサンゼルスでは世界中から集まった同世代の弁護士と切磋琢磨し、ドバイにおいては法律職以外の方々と多く交流し、これまでの自分になかった視点を持つことができるようになりました。この貴重な経験を生かし、今後はクライアントの皆様のお役に少しでも立てるよう精進して参りたいと思います。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。



弁護士 岩城 方臣

昨年はイギリスのEU離脱、アメリカの大統領選挙と、これまでの経験則や良い意味での予定調和が通用する時代ではなくなったことを思い知らされる一年となりました。我が国にとっても対岸の火事ではなく、今後、想定外の問題への対処が迫られる場面はますます増えるのではないかと考えられます。

翻って私は今年で弁護士5年目という、まだまだ若手の域を出ず、日々研鑽を積み重ねなければならない立場ではございますが、これまでの経験に甘んじるのではなく、様々な場面で想定しながら、一つ一つの事件に誠実に向き合っ参りたいと思います。本年もどうぞ宜しくお願いいたします。



弁護士 角野 佑子

今年のテーマは「健康に気を遣う(精神面も含む)」です。ご依頼の案件に迅速かつ臨機応変な対応をするため、健康を維持することは何よりも大切です。健康作りの一環で昨年秋頃からヨガを始めました。仕事柄、肩こりによる疲労や案件解決にあたり精神的負荷がかかってしまうことがあります。ヨガは肩こりに効き、深い呼吸をすること等から頭の緊張をほぐす効果があると言われています。半信半疑ながら始めて見たところ、血行促進に加え、より落ち着いた仕事ができるようになったと感じています。継続は力なりで、今年1年ヨガを続けてみたいと思います。



弁護士 大澤 武史

昨年は公私ともに多忙で、しかしながら非常に充実した日々を過ごすことができました。丸5年目を迎える今年も多くの方々との出会いに感謝し、一日一日を大切に過ごして参りたいと思います。最近では、私自身が最も関心の高い分野の一つである人事労務に関して、特に多くのご相談をいただいているほか、講演や執筆の機会も頂戴しています。弁護士としての足場を固めるべく、より一層の研鑽に励んで参りたいと思いますので、本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。(写真は、生後2か月過ぎの長男を京都・嵐山へ散策に連れ出したときのものです。)



弁護士 浦山 周

平成27年7月の入所から早くも1年半が経過しました。この間を振り返ると本当にあっという間でしたが、クライアントの皆様のご指導に恵まれ、大過なく弁護士業務を遂行できたのではないかと考えております。また昨年6月には第二子が誕生し、二児の父親としても充実した毎日を過ごすことができました。その一方で、まったく手つかずのままになっている目標もございます。本年は、もう少し自分の時間をつくって、目標達成に向けて一歩ずつ進んでまいりたいと考えております。本年もどうぞよろしくお願い致します。



弁護士 本行 克哉

昨年も、クライアントの皆様からのご依頼・ご相談を通じて、金融分野を中心に多くの研鑽を積み重ねていただきました。写真は、昨年、自宅の近場にてきたフクロウカフェに行った時のものです。昨年は世の中でもアメリカ大統領選問題や東京オリンピック問題など課題を残した年であったように思いますが、個人的にも大幅に増加した体重を落とさなければ課題を残した年となりました。本年は気を引き締めるだけでなく、身体も引き締めて執務に臨みたいと考えております。本年もご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い致します。



弁護士 下西 祥平

新年あけましておめでとうございます。結婚して1年以上経ちましたが、ようやく新婚旅行に行くことができました。写真はバリ島に行った時の写真です。本年の抱負として、これまで丸6年間の実務経験と磨き上げてきた知見・技術をさらに昇華させ、依頼者の皆様が求める真のリーガルサービスの提供の在り方を追求したいと考えております。既存の枠組みに捉われず、新しいことにもどんどん挑戦していきたいです。また、ご相談やご依頼頂く一つ一つの事件を原点に戻って突き詰めていきたいです。



弁護士 山本 一貴

昨年は、プライベートにおいても人生の伴侶を得て、様々なイベントを無事終えることができ、公私ともに充実した一年となりました。写真は、昨年のハワイ挙式の際の一枚です。弁護士4年目を迎えました。今年で(まさかの)30歳となります。後に続く弁護士も事務所内に増えてきており、より一層弁護士としての自覚を要求されることになります。今年は、家庭の充実、一人の弁護士としての「個」の力、対外的活動による視野の拡大をそれぞれ意識していきたいと思っています。本年も宜しくお願い致します。



弁護士 西中 宇統

弁護士として4年目の新年を迎えました。今年はより一層、主要取扱分野(金融法務、不動産法務)を意識して研鑽に努める所存です。

毎年新年の挨拶においてその年の抱負を掲載してきたのですが、今年は趣向を変えて、「抱負」ではなく一年間で達成すべき「目標」を掲載し、来年の同記事で達成度を発表したいと思います。今年の目標は以下の3つです。

- ①宅地建物取引士の登録を行う。
 - ②ゴルフのベストスコアを100未満にする。
 - ③5kg痩せる。
- ②③は中々ハードルが高いですが、達成できるよう仕事もプライベートも頑張ります。



弁護士 大口 敬

「わっしょい!」の語源をご存知でしょうか。天神祭で一緒に神輿を担いだドイツ人から「わっしょいってどういう意味?」と尋ねられました。ただそんなこともあるかと事前に調査済みです。諸説あるものの「和を背負う」というのが一番もつもらしくかつスタイリッシュな説明でしたので、そのように伝授しておきました。「背負う」という日本語には力強さ、責任、信頼を想起させるものがあります。弁護士はクライアントの問題と一緒に背負う職業であり、その背中が小さいと「大丈夫かなあ」と不安にさせてしまいます。経験と研鑽を積み重ね弁護士としての背中を大きなものにしていきたく、本年も励みたいと思います。



弁護士 浜田 将裕

時間が経つのは早いもので弁護士3年目を迎えます。昨夏は妻と伊勢志摩を旅行しました(写真はパルケエスパーニャ)。伊勢志摩といえば、昨年5月にG7が開催されて注目を集めました。会場となったホテルに泊まり、オバマ大統領など首脳らと同じ場所で写真を撮り、余韻に浸りました。米国は変革を求めトランプ新大統領を選びました。世界は不安と期待が入り交った激動の1年になりそうです。非力ではございますが、社会・経済に少しでも貢献できるよう一層精進して参りますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



弁護士 江藤 寿美怜

昨年は、仕事面では7月より当事務所に入所し、初めてお会いするクライアントの皆様にご指導をいただき、弁護士人生の新たな一歩を踏み出しました。

プライベートでは、初めて海外に2週間の短期留学を経験致しました。

初めての事尽くしの昨年でしたが、今年も初めて先輩弁護士として働くこととなります。

新しいことに挑戦させていただける環境に感謝しながら、日々の精進を怠らず、常に全力で案件に取り組んで参ります。

今年もご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い致します(写真は、夏にロッキーマウンテンを旅行した時のものです)。



弁護士 富川 諒

弁護士として執務を開始して1年、瞬く間に時が過ぎました。多種多様な案件を扱う中で弁護士として成長できたと実感する一方で、まだまだ成長したい、学びたいという気持ちも日々強くなっております。皆様から頂いたご相談やご依頼に真摯に向き合い、質の高いリーガルサービスを提供できるよう、自己研鑽に励みたいと思います。本年もご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



弁護士 山越 勇輝

弁護士2年目を迎えました。昨年は、初めての弁護士としての業務に緊張感を感じ、自分を客観的に見られる暇を感じることもできず、駆け抜けていった1年間でした。今年は、自分の業務分野を拡大するため、事務所の外部に視野を広げ、公私ともに成長できる年としたいと思います。

そして、昨年と同じく、一件一件の仕事に全力で向かい、クライアントの皆さまから「ありがとう」というお言葉を、少しでも多くいただけるよう取り組んで参ります。

本年も宜しくお願いいたします。



外国法事務弁護士 アダム・ニューハウス

Over the past year, the firm has further expanded its network of global connections, positioning itself to serve clients' needs almost anywhere on Earth. Our understanding of cutting-edge legal issues as demonstrated by our active participation in legal seminars on issues of current interest shows commitment to stay on top of legal developments to protect and advance clients' interests. Our growing expertise should serve clients well in the coming year and beyond.



弁護士 (オブカウンセル) 森本 滋

来年には、相当大幅な会社法改正が予定されているようです。改正法の趣旨を活かしつつ、経済的に合理的な企業実務を促進する観点から積極的に法務アドバイスができるよう、今年から準備を進めたいと考えています。また、昨年秋から、二月に一度、日本監査役協会関西支部の法律相談を担当しています。事務所内においても、気軽に法律相談をしていただきたいと思います。



弁護士 吉岡 伸一

私の本務校である岡山大学津島キャンパスは、東西約2キロメートル、南北約1キロメートルの広い敷地にあります。中には、講義用の建物や研究用の建物だけでなく、馬術部の馬場や馬小屋、農学部の実験農場（田畑やビニールハウス）など他の大学ではあまり見られない施設もあります。樹木も桜や楓、ハナミズキ、イチヨウなどが四季折々を楽しませてくれます。写真は、中央図書館にある時計台の前で撮ったものです。講義や研究の合間に、変化にとんだキャンパス内を歩くのも一興です。



法務部長 寺本 栄

サンフランシスコにあるゴールデンゲートブリッジは、今でも、世界的な長さと高さを誇る吊り橋ですが、1937年に、4年間の難工事や1930年代の大恐慌による資金難を乗り越えて完成しました。その設計した建築家の名言に、「夢を見なければ、実現はあり得ないのだ。」というのがあるのを最近知り、感動しました。これからは、この言葉のように、困難があっても、夢や目標を失わずに前向きに頑張っていきたいと思っています。



カリフォルニア州弁護士 ルシнда・ローマン

My first year at Chuo Sogo Law Office has passed in a flash! I am happy to be a part of such a warm and committed group of professionals and to contribute to an expanding international practice. Warm wishes to all for a healthy and prosperous 2017.



法務部長 角口 猛

今年は、常日頃の自己研鑽を怠ることなくより一層努力し、更なる飛躍を目指したいと決意を強くしております。皆様にご満足いただき、ご納得いただける仕事ができるよう心を新たに頑張ります。何事もお気軽にご相談いただければ幸いです。



出版・講演活動のご紹介

論 稿

【農政】

JAF金融法務No.549(2016年9月号)に、國吉雅男弁護士が執筆した「平成二八年度検査方針、統一検査事項及び検査周期の要点」が掲載されました。

【FinTech】

会社法務AtoZ(2016年11月号)に、國吉雅男弁護士・堀越友香弁護士が共著した「FinTechに対する法規制と最新動向」が掲載されました。

【金融行政】

銀行法務21 No.808(2016年12月号)に、國吉雅男弁護士が執筆した「特別解説 平成28事務年度金融行政方針を踏まえた今後の金融行政のあり方」が掲載されました。

講 演

【犯罪収益移転防止法】

平成28年9月21日(東京)・同月26日(大阪) 國吉雅男弁護士・金澤浩志弁護士「金融コンプライアンス研究会」において、以下のテーマで講演を行いました。

テーマ：改正犯収法への実務対応

主 催：一般社団法人金融財政事情研究会

【金融行政】

平成28年10月26日 國吉雅男弁護士

コンプライアンス統括部室長を対象とする研修において、以下のテーマで講演を行いました。

テーマ：金融行政の動向とコンプライアンス上の課題～平成28事務年度 金融行政方針を踏まえて～

主 催：一般社団法人全国地方銀行協会

【銀行グループ会社】

平成28年12月7日 國吉雅男弁護士

信用保証会社役員講座(第49回連結対象会社役員講座)において、以下のテーマで講演を行いました。

テーマ：銀行グループ会社における内部管理体制の強化

主 催：一般社団法人全国地方銀行協会

入所のご挨拶



弁護士

山本 浩平
(やまもと・こうへい)

〈出身大学〉
東京大学法学部
慶應義塾大学法科大学院
〈経歴〉
2011年12月 金融庁
2014年7月 財務省
2016年12月
最高裁判所司法研修所修了
(69期)
第一東京弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(東京事務所)

はじめまして。

ご縁があり、中央総合法律事務所(東京事務所)に入所致しました、山本浩平と申します。

2011年に司法試験に合格後、法務区分で金融庁に入庁しました。2011年12月から2014年7月まで金融庁総務企画局企画課で、2014年7月から2015年7月まで財務省大臣官房総合政策課で勤務しました。金融庁では金融審議会総会事務局や金融商品販売法の照会対応、貸金業法施行令の改正等を、財務省では日本銀行による金融政策を担当しました。

短い役人生活でしたが、霞ヶ関の片隅で貴重な経験をさせて頂き、僅かながら視野を広げることができました。30歳を目前に、改めて自分のこれからの人生を見据えたとき、やはり幼い頃からの夢であった弁護士という仕事を若いうちにやっておきたいと思い、金融庁退職を決断しました。その後、2015年11月から1年間の司法修習を経て、現在に至ります。

「30にして立つ」とは程遠い現状ですが、役所で学んだ姿勢を忘れずに、士魂商才の弁護士になれるよう頑張ります。

未熟者ではございますが、何卒よろしくお願い致します。



弁護士

新澤 純
(にいざわ・じゅん)

〈出身大学〉
京都大学法学部
京都大学法科大学院
〈経歴〉
2016年12月
最高裁判所司法研修所修了
(69期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(大阪事務所)

はじめまして。この度、当事務所の一員として新たに執務をすることになりました、新澤純と申します。

広島での司法修習では、法律相談や株主総会に出席したり、企業内弁護士の業務研修をしたりと、日々貪欲に知識を吸収し、経験を積み重ねて参りました。

私は、自分の頭の中の法律知識やバランス感覚などを頼りに人や企業の権利や自由を擁護する弁護士の姿に憧れて、この職業に就く決意をしました。そして、いよいよ地元関西の地で、当事務所の経験豊富で熱意溢れる先生方のもとで、弁護士としての第一歩を踏み出せることに、非常に大きな喜びを感じております。

今後は、地元関西の皆様にご貢献するべく、知力と気力と体力を発揮して不断の努力を重ね、いかなる局面においても責任を持って、一つ一つの仕事に誠実に全力で取り組んで参ります。また、法制度や経済情勢がめまぐるしく変化し、先行きが不透明なことの多い世の中ではございますが、常に向上心や探究心を持って仕事に向き合い、様々な変化に機敏に対応していくことで、依頼者の皆様に信頼して頂けるような弁護士を目指して参ります。

若輩者ではございますが、常に謙虚な気持ちを持って、日々自己研鑽を重ねて参る所存です。皆様、ご指導ご鞭撻を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。



弁護士

鈴木 啓市
(すずき・けいいち)

〈出身大学〉
京都大学法学部
京都大学法科大学院
〈経歴〉
2016年12月
最高裁判所司法研修所修了
(69期)
京都弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(京都事務所)

この度、当事務所で弁護士としての第一歩を踏み出すことになりました、鈴木啓市と申します。私は、京都事務所での執務となりますが、最初の3か月間は大阪事務所においても執務し、幅広い経験をさせて頂けます。

昨年は、法律事務所、裁判所、検察庁で1年間の司法修習に務め、弁護士をはじめとした法曹三者の目線を学ばせていただきました。そこでは、自らに不足している、実務家としての経験に裏付けられた多角的かつ柔軟な視点の重要性を痛感させられました。特に、経済情勢や法制度の大きな変革期を迎える昨今では、あらゆる潜在的な可能性を検討し、複数の解決策を提示する能力は、今後より一層求められるものと考えます。

私は、依頼者の皆様方に安心して納得していただけるような職務を全うするため、こうした視点を意識して真の利益の実現を常に模索する弁護士を目指しております。そのために、まずは何よりも、多様な事柄に対し行動を惜しまず、1つ1つの事件に誠実かつ真摯に取り組んでいく所存です。

弁護士としての職責を自覚し、日々の研鑽を怠らず、皆様のご期待に沿えるよう尽力して参りますので、何卒ご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い申し上げます。

入所のご挨拶



弁護士

小宮 俊
(こみや・しゅん)

〈出身大学〉
慶應義塾大学法学部
慶應義塾大学法科大学院
〈経歴〉
2016年12月
最高裁判所司法研修所修了
(69期)
第一東京弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(東京事務所)

この度、当事務所の一員として新たに執務させていただくことになりました、小宮俊と申します。

こうして、高校時代からの念願が叶い、弁護士としてスタートできることとなった今、大きな喜びとともに改めて身の引き締まる思いであります。

今、社会経済のグローバル化やIoT、SNS、ビッグデータ等をはじめとするデジタルテクノロジーの進展は、予測を遥かに超えるスピードで進んでいます。自分達を取り巻く環境が大きく変化していく中で、私達は、その恩恵を享受しつつも、様々な課題を抱え、暗中模索しているようにも感じております。こうした中で、私は、変えるべきもの、学ぶべきもの、取り込むべきものは何か、一方で、変えてはいけぬもの、守るべきもの、もっと強く推し進め発信すべきものは何かを、自らの信念に沿ってしっかりと見極め、実行する姿勢を大切にしたいと思っております。

そして、高校時代に抱いた「世のため人のためになる仕事がしたい」という初心を忘れずに、クライアントの皆様とのコミュニケーションを大切に、ここぞという時に信頼していただける弁護士になりたいと思っております。

若輩、浅学非才の身ではございますが、誠心誠意、一生懸命頑張ります。皆様、どうぞよろしくご指導のほどお願い申し上げます。



弁護士

池本 直記
(いけもとなおき)

〈出身大学〉
東京大学法学部
京都大学法科大学院
〈経歴〉
2016年12月
最高裁判所司法研修所修了
(69期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(大阪事務所)

この度、司法修習(司法試験合格後、弁護士として働く前に行う研修です)を終え、当事務所の一員として執務させていただくことになりました、池本直記と申します。

司法修習は熊本で行いました。昨年の熊本は地震を始め、なにかと苦労が絶えなかったのですが、ともあれ一年間の研修を終え、生まれ育った関西で、長年の夢であった弁護士としての第一歩を無事踏み出せる運びとなったことに大きな喜びを感じております。一方で、これからはこれまでの机上の勉強とは異なり、クライアントの皆様の実人生の重大局面に関わらせていただくのですから、その重責に身の引き締まる思いです。

さて、クライアントの皆様の人生の重大局面に関わらせていただくと申しましたが、その際もっとも大切なことは信頼関係ではないでしょうか。皆様におかれましては、なにより信頼に足る弁護士を求められていると思います。

私は新人弁護士ですから、0から信頼を積み上げていかなければなりません。これから自分のする仕事の一つ一つ全てが私の弁護士としての財産たる信頼を形作ってゆくのだということを常に自覚し、こつこつと信頼を積み重ねてゆきたいと思っております。

皆様とよい関係を築けるよう、研鑽を重ねて参る所存ですので、これから末永くよろしくお願い申し上げます。



弁護士

新 智博
(あたらし・ともひろ)

〈出身大学〉
大阪大学法学部
京都大学法科大学院
〈経歴〉
2016年12月
最高裁判所司法研修所修了
(69期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(大阪事務所)

この度、司法修習を終え、当事務所の一員として執務させていただくことになりました、新智博と申します。

司法修習では、弁護士、裁判官、検察官の活動を間近で体験して参りました。

さらに、短期間ではありますが、企業のインハウスローヤーの下での研修も行うことができました。この研修を通して、今まで外部からの観点では見えてこなかった企業における法的ニーズや法的問題を肌で感じる事ができました。今後は、企業においてどのようなときに法律の専門家が必要となるのか、そのことを把握したうえで一つ一つの事案に対して誠実に、一生懸命向き合っていくことが重要だと感じました。

企業活動を取り巻く環境が目まぐるしく変化する現在においては、企業や社会が弁護士に求めるニーズも大きく変わっていくこととなります。新人弁護士として、このような変化に敏感に対応し、依頼者のニーズを正確に把握し、信頼していただけるような弁護士を目指したいと考えております。

当事務所の一員として、経験豊かな弁護士の先輩方の下、心身を引き締めて業務に邁進してまいりたいと思っております。未熟者ではございますが、皆様のご期待にお応えできるよう精進して参りますので、何卒ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

弁護士 稲田 行 祐

明けましておめでとうございます。昨年10月末に退所し、同年12月よりAIG Japan Holdingsにて勤務しております。在所中は大変お世話になりました。今後は保険業界の一員になりますので、保険業界の方々には引き続きご指導頂くこととなりますが、宜しくお願い申し上げます。



帰国のご挨拶

弁護士 赤崎 雄 作

弁護士

赤崎 雄作
(あかさき・ゆうさく)

〈出身大学〉
東京大学法学部
京都大学法科大学院
米国カリフォルニア大学
ロサンゼルス校ロースクール
(LL.M.)

〈経歴〉
2008年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新61期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所

〈取扱業務〉
会社法務、金融法務
渉外法務(主に中東)
民事法務、商事法務

2014年7月に日本を離れてから早くも2年半が経過いたしました。2015年5月にアメリカ合衆国のカリフォルニア大学ロサンゼルス校ロースクールを卒業したのち、ニューヨーク州の司法試験を受験し合格いたしました。その後2015年10月より、アラブ首長国連邦のドバイにある法律事務所Apex Juris Advocates & Legal Consultantsにて勤務しておりましたが、昨年11月に帰国しております。

Apex Jurisにおいては、UAE国内における取引案件や労務案件、紛争解決案件のほか、中東諸国やヨーロッパ、日本を含めたアジアの国々の企業や人が絡む国際的な案件も数多く担当することができました。また、ドバイでは仲裁案件の件数も多く、複数の仲裁案件にも関与いたしました。

約1年間の勤務の中で特に印象に残っている案件をご紹介します。クライアントはドバイのある地域の地主であり、同地主の土地において校舎を建築し、学校運営を行いたいという企業との間の、土地の開発契約等の交渉案件でした。相手方の作成した契約書を原案として交渉が進められたため、原案にはクライアントには不都合な条項が多数含まれており、交渉は難航しました。交渉に際しては、クライアント担当者、現地の弁護士と共に私も同席し、英語による交渉に継続的に関与することができました。また、相手方が外国に本拠を有する企業であったことから、準拠法や紛争解決手段といった国際案件に特有の問題も交渉のポイントとなり、事務所内でも議論を重ねたので印象に残っています。このように日本では経験しがたい案件に関与することができました。

また、ドバイ滞在中は、UAE以外の中東諸国にもできる限り足を延ばし、現地の法律事務所や司法

機関等へも訪問しました。日本からは心理的にも物理的にも遠い地域ですが、国ごとに特色があり、それを肌で感じる事ができたことは、自分にとって非常に大きな財産です。

帰国後は、弊所の大阪事務所に復帰し勤務を再開しております。今後は海外での留学、勤務経験を生かして、クライアントの皆様のお役に少しでも立てよう精進してまいります。また、UAEに限らず、中東諸国のビジネスに関してお困りのことがございましたら、お気軽にご連絡いただければと存じます。今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。



ドバイを象徴する建造物であるブルジュ・カリファ

ファイナンシャルランナーズ駅伝のご報告

弁護士 浦 山 周

12月第1土曜日のイベントといえば?

もちろんファイナンシャルランナーズ駅伝です(よね?)。2016年12月3日(土)、オリンピックイヤーに開催された第3回ファイナンシャルランナーズ駅伝には、259チーム(男性の部124チーム/女性の部9チーム/男女混合の部126チーム)が参加し、国営昭和記念公園にて、1周5キロのコースを1人1周ずつ、1チーム4人でたすきをつなぎました。



風のように走り出す鈴木弁護士

当事務所は、3大会連続で大会を協賛させて頂くとともに、金澤弁護士、山田弁護士、事務局の高柳さん、柳下さん、亀澤さんの参加により、2チームのエントリー(とオリジナルTシャツの作成)という目標を達成しました。

そして、特筆すべきは、今大会の記録です。個人記録も全員25分台より早く、さらに中央総合SKYチームは、なんと男女混合の部126チーム中14位、上位約10%です!!

【第3回大会の記録(男女混合の部)】

中央総合SKY				中央総合SUN		
区	氏名	記録	順位	氏名	記録	順位
1	國吉	21:27	32位	高柳	24:15	74位
2	鈴木	19:19	4位	金澤	23:41	37位
3	柳下	24:18	40位	亀澤	25:57	67位
4	山田	24:20	65位	浦山	25:21	77位
		1:29:24	14位			1:39:14 53位

3大会連続参加の鈴木弁護士と國吉弁護士は、前回大会でも好記録を残していたにもかかわらず更にそれを上回る驚異的な記録を叩きだし、2大会連続参加の私も前回大会の記録を何とか更新し、さらには初参加のランナー達が軒並み好記録を残しました。

この好記録は、偶然の産物などではなく、日常業務終了後の皇居ランを事務局の皆さんに企画いただき、これにランナー達が参加したという、まさに当事務所所属メンバー全員の努力の結晶なのです。ご存じのとおり、皇居は東京都内随一のランニングコースですが、途中で帰りたくなくても1周約5キロのコースを走りきらないと帰れないうえ、かなり起伏もあるという厳しいコースです。当事務所のランナー達は、ここで他のランナー達としのぎを削りながら、先ほどの好成績と、達成感、そして

大会当日の快晴の天空のような笑顔を手に入れたのでした。

私は、残念ながら皇居ランには参加できず(もっぱら自主練習でした。)、個人的な目標(25分以内で完走)も達成できなかったのですが、1年ぶりに昭和記念公園に戻ってきて、暖かな日差しと爽やかな風の下、楽しみながら5キロを走り切ることができました。

とはいえ、5キロを完走するまで25分以上も走りましたので、今大会も、個人的な「事件」が色々とうございました。1キロ5分のペースを心掛けて走り始めたものの、1キロ付近のイチョウ並木で呼吸が苦しくなり、上り坂では足が重くなりました。なかなか見えない2キロの看板について、今回こそ置き忘れだろうと自分に言い聞かせて走っていたものの、しばらくして2キロの看板が置かれていることを発見し、もわもわとした何かで頭が一杯になりました。このあたりから、高速ランナーに追い抜かれだし、悔しかったけれど、どうやっても一向にペースは上がりません。折返し地点手前で靴紐がほどけたときは、2回試験(司法修習の卒業試験)で答案を編綴し損ねかけたときのことを思い出したのか、手が震え、うまく結べず(笑)。折返し後は、3キロの看板を見落としてしまい、これでは到底完走できない、前夜の飲酒は控えめにすべきだったなどと後悔していたところ、突然4キロの看板が視界に飛び込んできました。まずは自分の目を疑ったのですが、どうも4キロ走ったらしいと確信した途端、喜び余って急激にペースを上げてしまいました。しかし、それに耐える体力は残っておらず、残り500メートル地点で、足が前に出なくなってしまいました。それでもラスト200メートルは、気力を振り絞って顎を引き、腕を振り、膝を上げ何とかゴールまで全力疾走。チームの皆様がつかないでくれた大事なたすきを、何とかゴールに届けることができました。

完走後、大会本部でチームの完走証を受け取りました。大会の閉会式も、事務所主催の慰労会も終わった今でも、何ともいえない達成感が残っています。

チームに金融機関の役職員、金融業務に従事されている方などが1名おられれば大会にエントリー可能です。この記事をご一読頂き、ご興味をお持ち頂いた皆様におかれましては、是非、第4回大会にエントリーして頂き、達成感を一緒に味わいましょう!!



先頭集団で力走する國吉弁護士

事務所セミナー「日本企業によるアジア展開と海外子会社管理における課題」のご報告

弁護士 安 保 智 勇
弁護士 中 務 正 裕
弁護士 金 澤 浩 志

去る2016年10月18日と20日に、大阪と東京で、当事務所とグローバル・ローファームであるDentonsのシンガポールオフィスであるDentons Rodyk & Davidson LLP(デントンズ・ロダイク)共催によるセミナー「日本企業によるアジア展開と海外子会社管理における課題」を開催いたしました。

近年大きな拡がりを見せていた日本企業によるアジア展開が中国景気の不透明感や現地コスト増などから一服感を見せながらも、2014年改正会社法によるグループ内部統制の法本体への規定といったトピックの影響もあり、近時は海外子会社管理への関心が高まっています。かかる関心を反映してか、いずれの会場も当初の想定を大幅に上回るお申し込みをいただき、大阪会場については約80名、東京会場については約130名の方にお運びいただきました。特に東京会場は、当初の会場では入りきらないために急遽会場を変更させていただいたほどでした。

本セミナーを共催したデントンズ・ロダイク事務所は、全世界55カ国以上に展開し7300名以上の弁護士を擁するDentonsと、シンガポールの大手事務所のRodyk & Davidson LLPが2016年4月に統合してできた事務所です。金澤弁護士は同事務所で2012年～2013年に研修し、現在も当事務所所属の柿平弁護士が研修中であるなど、当事務所と親密な関係にあることから、今回の共催企画に至ったものです。

1「海外子会社管理を巡る法的責任と日本企業に求められる対応」【金澤浩志弁護士】



海外子会社管理には、文化・制度・習慣の違いや物理的距離(距離的・時差的)による情報収集、連携、対処方針の策定等のあらゆる局面における困難さが存します。そのため、海外子会社における不祥事等の問題が発生した場合に、日本の

親会社の役員にどのような影響が生じるのか、またその影響をどのように軽減することができるのかが重大な関心事となります。

本講演では、過去の裁判例における、子会社に生じた問題についての親会社の役員の責任に関する消極的な態度を踏まえつつ、昨今のコーポレートガバナンス・コードの策定等に見られるガバナンス意識についての高まりや、2014年会社法改正による内部統制システムに関する取締役会決議事項のうちの企業集団内部統制に関する事項の会社法本体への「格上げ」、法制審議会会社法制部会における議論が今後の裁判実務に影響を与える可能性について概説されました。また、こうした影響を軽減するための方策としてのグループ内部統制システムの在り方についても検討がなされました。

2「国際的なM&A取引におけるチェックポイントと海外子会社管理における留意点」【中務正裕弁護士】



海外進出形態の手法としてのM&A、特に国際的なM&A案件における手続の流れ(秘密保持契約書の締結⇒基本合意書の締結⇒デューデリジェンス⇒契約交渉⇒正式契約の締結⇒クロージング条件の充足確認⇒クロージング)を概観した上で、特に株式譲渡契約及び株主間契約に盛り込まれることの多い典型的な条項が解説されました。

また、特に東南アジア各国の法制度が多様であることに起因して、様々な面における注意事項(外資規制や合意による準拠法の設定の有効性、また紛争等発生時における清算の容易性や外国判決の承認・執行の可否等)が紹介されました。

中務弁護士の講演の詳細については、本号で別途解説されておりますので、そちらをご参照ください。

3「海外子会社の管理における日本企業の陥りやすい問題」【安保智勇弁護士】



本講演では、安保弁護士の実務経験に基づいて、子会社という異なる法人格であっても、これを倒産させて親会社の責任を限定することは実際には困難であるという認識に基づき、日本企業による海外子会社の管理において陥りがちな問題点・課題について解説されました。

特に、過去の紛争事例において子会社の管理に見られる共通の問題点として、例えば、発注・検収・支払の異なる役割を同一人が兼ねるような牽制体制の不存在が見られることが指摘されました。また、日本企業の共通の課題とも思われるコミュニケーションの問題について、実際の経験を踏まえて、訴訟を有利に導いた事例等が紹介されました。

4「海外子会社管理法務の3つのポイント(シンガポールの実例を中心として)」【中川真理子弁護士】



本講演では、12年以上にわたりシンガポールで日系企業や邦人のニーズに特化したアドバイスを提供されており、デントンズ・ロダイクのジャパンデスクでご活躍の中川弁護士によるお話をいただきました。まず、「シンガポールからの東南アジア統括・子会社管理のポイント」として、多数の東南アジア各国のマネジメント拠点としてのシンガポールの優位性を踏まえ、シンガポール地域統括拠点の活用について説明がなされました。

「国際間の契約における管理のポイント」では、中川弁護士

のご経験を踏まえ、①ビジネスチームの決定、経営戦略、②実体法チェック(法的リスクの手当・予防)、③執行国法の「コンプライアンス」(国内手続・強行法規)チェック、という3段階での検討が有用である旨の紹介がなされました。

また、「債権回収リスク(訴訟リスク)を防ぐための管理ポイント」では、債権回収のためにどのような手続を取るべきかについて、シンガポールにおける訴訟手続のフローに加えて、東南アジアの紛争解決ハブとしてのシンガポールの特徴を踏まえた説明がなされました。

5パネルディスカッション「アジア子会社の適切な管理のための処方箋」



最後のパネルディスカッションのプログラムでは、上記の各講演者とデントンズ・ロダイクのNG Eng Leng弁護士に、また東京会場ではこれに加えてLOK Vi Ming, S.C.弁護士にご参加いただき、それぞれの目線で適切な子会社管理について議論がなされました。

Eng Leng弁護士からは、同弁護士の専門分野であるM&Aの経験を踏まえ、M&A実行後の適切な子会社管理を見据えた戦略的な対応が必要との指摘がなされました。またVi Ming弁護士からは、同弁護士の専門分野である紛争解決に関連して、シンガポールにおける複数の紛争解決の選択肢(シンガポール国際仲裁センター(SIAC)、シンガポール国際商事裁判所(SICC)、シンガポール調停センター(SMC))と、それぞれの特徴が紹介されました。

冒頭記載のとおり、両会場には想定を超える多数の方々にご来場いただきました。会場にお越しいただいた皆様には、業務ご多用の折にお時間をお作りいただいたことに、改めて厚く御礼申し上げます。今後も当事務所はクライアントの皆様には有益な情報を提供させていただけるようなセミナーを企画させていただきますので、是非ご期待下さい。

海外子会社管理における留意点

弁護士 中 務 正 裕

はじめに

大阪でのデントンズ・ロダイク法律事務所との共催セミナーにおいて、私からは「国際的なM&A取引におけるチェックポイントと海外子会社管理における留意点」と題し、前半は海外への進出に際して、後半は進出した後の子会社の管理についての留意点をお話しました。

海外子会社も内部統制の対象

海外子会社は、日本の会社法上の「会社」ではありませんが、会社法施行規則の「子会社」には外国子会社も含まれており、従って、会社法362条4項6号の内部統制システムの整備に関する規定は、海外子会社も対象となります。そのため、本社においても、海外のどこで何が起きているか、情報を一元管理して対応できる体制を構築しておく必要があります。

進出時のチェックポイント

現地法人を設立して海外進出する場合、完全子会社と合弁会社がありますが、完全子会社の方が親会社単独でコントロールできるため、管理リスクは低いものの、財務・人事的にハードルが高く、また、国により外資制限がなされている場合はこれできません。他方、合弁会社の場合は、現地事情を知るパートナーと合弁を組むため、ビジネス展開には有利ですが、その分、管理面でのリスクは高くなります。合弁会社の場合、当初作成する、株主間契約(SHA)が大切になります。運営上、重要な事項については、現地パートナーの独断を防ぐため、取締役会や株主総会での全員一致条項(Affirmative Vote Items)などを予め定めておくなどの工夫が大切です。また、事業から撤退する場合のことを想定し、そもそも国外の第三者に対して株式譲渡ができるか、他方で、合弁相手方の競争相手への株式譲渡の制限など、株式譲渡に制限を課すことが可能かどうかなど、現地法の調査を行っておくことが不可欠です。

管理面での留意点

平常時の親会社によるリスク管理としては、リスクの早期発見の体制構築が必要です。まずベースとなるのは、①財務諸表の管理による数字の管理です。月次決算報告の報告により、異常な増減項目がないか、財務諸表間で不整合がないか等の妥当性をチェックすることが必要です。次に、②KRI(Key Risk

Indicator)という重要なリスク指標を絞って、その推移を管理する方法があります。子会社から、残業時間の推移等の人事労務面のデータ、製品不良率や在庫率の推移などの製造面のデータ、返品率・クレーム件数などの販売面のデータなど、各種のデータの報告を義務付け、財務諸表における数字との整合性をチェックすることがリスクの早期発見に有益です。また、③CSA(Control of Self Assessment)という現地経営者に自社の経営管理の有効性を検証・評価させる方法もあります。これらのリスク管理方法は、中小企業基盤整備機構(J-Net21)が提供する「中小企業が海外事業を成功させる方法」に詳しいので、是非ご参考ください。

不正・贈賄リスク

法務面で特に留意すべきリスクとしては、不正・贈賄リスクがあります。OECD外国公務員贈賄防止条約に基づき、日本においても不正競争防止法18条は外国公務員贈賄罪を定めており、平成27年にはベトナムでのODA事業に関するリポートで摘発事例がありましたが、海外、特に米国の腐敗防止法(FCPA)は、徹底した捜査と日本では考えられない莫大な制裁金と過酷な刑罰が課されるうえ、米国内で贈賄行為の一部でも行われれば、域外適用されることになるので、注意が必要です。現地で一般的に許される社会的儀礼の範囲にあるかどうか、信頼できる現地法律事務所の意見を踏まえて、ブラックなもの、ホワイトなものを明確化し、現地任せにせず、会社全体でリスク予防と有事対応の体制構築がなにより求められます。

最後に

弊事務所は、セミナーを共催したデントンズ・ロダイク法律事務所以外にも、各国の法律事務所と繋がりがあり、Globalawという世界165都市にまたがる国際的な法律事務所のネットワークに参加しておりますので、海外現地法人の管理に関する問題がありましたら、速やかに対応相談が可能です。海外子会社のリスクについて気になることがあれば、大きなダメージを受ける前にご相談をいただければと存じます。



弁護士
米国ニューヨーク州弁護士
中務 正裕
(なかつかさ まさひろ)

《出身大学》
京都大学法学部
米国ノースウェスタン大学
ロースクール(LL.M)

《経歴》
1994年4月
最高裁判所司法研修所修了
(46期)
大阪弁護士会登録(中央総合法律事務所入所)
2005年5月
Northwestern University
School of Law LL.M. 卒業
2005年8月~2006年7月
米国カーランド&エリス法律事務所勤務
2006年4月
ニューヨーク州弁護士登録
2007年6月
国家検定金融窓口サービス
技能検定委員
2008年10月~2012年3月
京都大学法科大学院 非常勤
講師
2010年6月
貝塚市公平委員
2015年4月~2016年3月
大阪弁護士会副会長
2016年6月
上場会社4社の社外取締役
就任

《取扱業務》
国内外M&A
ファイナンス・金融法務
会社法務 等

カリフォルニア州弁護士会大会でのパネル参加

弁護士 中務 正裕

さる2016年11月4日にロサンゼルスで開催されたカリフォルニア州弁護士会(国際法セクション)の大会“Transnational Law Summit”において、スピーカーとしてパネリストを務めました。パネルディスカッションの題は“An Open Dialogue on the Challenges of Global Practice”(国際化する業務におけるチャレンジ)です。プレゼン方式ではなく、質疑応答方式であったことから、突然、質問が振られるなどなかなか大変でしたが、米国弁護士や米国のインハウスロイヤーらと共に有意義なディスカッションを行うことができました。



まず、議題となったのは「国際化する企業活動と情報保護の問題」です。私の方からは、日本における個人情報保護法の改正に触れ、全ての事業者において、原則として本人の同意ない限り第三者への個人情報の提供が禁止されたことを踏まえ、グループ企業間において他の会社が保有している情報を同一グループ間で共有できるかなどの問題が発生していること、特に、海外の子会社との間で、メール等で個人情報を共有しようとする場合、日本だけではなく、その国の法制度においても問題がないかどうかなど、各国における情報保護の法制度に留意する必要がある点を指摘しました。その場合、各国の弁護士同士が互いに照会できる国際的な法律事務所のネットワークの有用性が話題となりました(当事務所が加入するGlobalawなどです)。

また「各国における文化、慣習の違いと、世界的な腐敗防止に関する法規制の強化」についても議論されました。とりわけ米国腐敗防止法(FCPA)の適用が厳しいことから、米国インハウスロイヤーからは、当該国で許容されている社会的儀礼と、違法となる行為の区別について、全社的にコンプライアンス

のマニュアルを作成するなど、日本企業にとっても参考となる取組みが紹介されました。さらに、米国におけるインハウスロイヤーの発言力の増大と外部弁護士の連携のあり方、コスト削減の方策などにも話がいき、今後の日本での業務にも大いに参考となる内容でした。



米国の弁護士数が日本に比べて多いのは皆さんもご存知かと思いますが、カリフォルニア州だけでも約25万人もの弁護士がいます(日本は全国で約3万6000人)。米国の弁護士会は、州により任意団体のところもあるのですが、カリフォルニア州弁護士会は、日本の弁護士会と同様、強制加入団体であり、所属弁護士の監督も行っています。ちなみに、私が参加したパネルも、同会の継続研修義務の認定講座とされており、受講した弁護士に、パネリストの各人毎の評価書が配布されておりました。どのような評価がなされたのか、気になるところですが、

今般の大会は、大阪弁護士会を含め、カリフォルニア州弁護士会と友好協定を締結している海外の弁護士会にも招待がなされたものであり、同州財務長官によるスピーチもありました。カリフォルニア州はフランスと同程度の経済規模を有する巨大なマーケットであり、また、多様な人種、民族が活躍する多様性あふれる州であることが紹介され(アジア系も約3割です)、これからの米国の縮図であるとの話でした。大会後のレセプションでは、グラミー賞ノミネートのジャズピアニスト、デヴィッド・ベノワ氏の生演奏も聴け、参加された皆さんとの懇親を深めることができました。





弁護士(日本国・ニューヨーク州)

金澤 浩志 (かなざわこうじ)

〈出身大学〉
京都大学法学部
ノースウェスタン大学
ロースクール法学士
(LLM with honors)

〈経歴〉
2004年10月
最高裁判所司法研修所修了(57期)
弁護士法人中央総合法律事務所入所

2012年5月
ノースウェスタン大学
ロースクールLLM卒業

2012年8月～10月
Barack Ferrazano Kirschbaum
& Nagelberg LLP(シカゴ)勤務

2012年11月～2013年10月
Rodyk & Davidson LLP
(シンガポール)勤務

2013年8月
ニューヨーク州弁護士登録

2014年1月～2015年12月
金融庁監督局総務課勤務

〈取扱業務〉
金融規制・ファイナンス、
クロスボーダー取引・
アジア進出法務、M&A・企業再編

「FinTechを活用した米国金融ビジネス戦略視察団」への参加のご報告

弁護士 金澤 浩志

1 「FinTechを活用した米国金融ビジネス戦略視察団」への参加

事務所ニュース2016年秋号でご報告させていただいたとおり、当事務所では、本年7月に、セミナー「FinTechを巡る法的留意点～最新の規制動向を踏まえて～」を開催させていただきました。当該セミナーには沢山のご参加者にご来場頂き盛況でしたが、それ以後もFinTechの流れは一向に衰えるところを知らず、FinTech企業及び金融機関による様々な取組みが日々報道されています。この流れをどのように捉えて自分達のビジネスに取り込んでいくかということが、各金融機関における目下の最重要経営課題の一つとなっていることは間違いのないと思われます。

今回、一般社団法人金融財政事情研究会が2016年10月30日から11月6日の日程で主催された標題の視察団に参加して参りました。本視察団は「FinTechで先行する米国において、先進金融機関やFinTechスタートアップ企業等を訪問・意見交換し、もって我が国の金融機関の経営の参考とすること」を目的として編成されたものです。私も金融機関やFinTech企業のクライアントに法的アドバイスを提供させていただくに当たり、米国の実情を目で見ておきたいと考えて、参加の申込みをさせていただいたものです。

2 ニューヨークでの企業訪問

(1) アメリカで活躍する日本人のお話

10月30日から11月1日まで、ニューヨークでの企業訪問・視察を行いました。

まずは、アメリカ在住で、金融機関向けコンサルティングなどを手掛けておられるグローバルリサーチ研究所代表の青木武さんのお話をお聞きました。シェアリングエコノミーの考え方に基づいたサービスや、オープンAPI、ブロックチェーン技術等を駆使した様々な新しいサービスについて紹介がなされました。青木さんには、その後の企業視察等に同道いただき、折に触れてご知見をご披露いただきました。

また、CitiBankのニューヨーク市街の支店でFinancial Advisorとして勤務されている中尾憲二さんのお話を伺いました。プライベートバンキングサービスとFinTechにおけるロボアドバイザーとの競合の可能性についても話が及び、ロボアドバイザーは投資アドバイスサービスの裾野を広げる意

味合いはあるかも知れないが、富裕層は依然として人との直接のやり取りの中でアドバイスを受けることを望むだろうという趣旨のお話がありました。

(2) FinTech関連のスタートアップ企業

10月31日には、パークレイズ銀行がアクセラレーターとしてサポートするラボにオフィスを構えてロボアドバイザーと金融教育に関するサービスを提供しているGoldBean社と、金融機関等に対して、そのホームページ上でCo-Browsingやビデオチャットを使ったカスタマーヘルプ機能を付加するシステムを提供しているSaleMove社を訪問しました。

GoldBean社のサービスは、自社サイトでの提供のみならず、金融機関サイトにロボアドバイザー機能を付加することにより提供する形もあるとのこと、実際に海外の金融機関に対してもサービス提供を開始しているとのことでした。クレジットカードの使用履歴から利用者の馴染みの深い企業をピックアップし、投資対象として勧めるという機能は大変面白いものでした。ただ、日々の消費の大半がクレジットやデビットを通じて行われるアメリカと異なり、いまだ現金決済が多い日本では分析結果が少々の外れとなる可能性もあり、マーケットに応じたサービスの調整も必要になるのでは、と思いました。



SaleMove社のサービスは、オンライン取引でありながら、ビデオチャットによりFace to Faceでの担当者とのやり取りを行うことで、顧客を当該サイトに引き留める割合が格段に上がるとのことでした。昨今ではあらゆるデバイスにインカメラが備えてあり、オンラインでありながら、顔を合わせたやり取りというのが容易になってきていますが、このような技術の進歩に合わせた興味深いサービスだと感じました。



(3) その他(大統領選直前のニューヨークの雰囲気など)

大統領選の直前で、数日前にはヒラリー・クリントン氏のメール問題についてFBIが再度見直す旨の報道がなされていたことから街中は騒がしいのかと思いきや、さしたる盛り上がりはありませんでした。その翌週にはトランプショックが吹き荒れるとは予想もできないような雰囲気でありました。

一方で、10月31日はハロウィン当日で、マンハッタン南部ではパレード(Village Halloween Parade)が行われていました。近年は日本でも街中でハロウィンイベントが大きな盛り上がりを見せていますが、やはり本場だけあって様々な趣向を凝らしたコスチュームが目を惹きました。

3 サンフランシスコでの企業訪問

11月2日から4日は、サンフランシスコに移動して、主にシリコンバレー周辺に所在するFinTech関連企業を中心に視察・訪問しました。

まず、Intuit社は、日本でも普及し始めているPFM(Personal Financial Management:個人金融資産管理)サービスの先駆けとも言われるMintというサービスを提供している会社です。PFMサービスがFinTech関連サービスの中でも大きく存在感を増している中で、他国への展開も視野に入れているとのことでした。

次に訪問したFlybits社は、顧客のモバイルから取得される位置情報等に応じて、当該顧客が置かれている状況にマッチした、極めてパーソナライズされた情報を提供するための技術を提供している企業です。ある銀行の支店を訪問する際の顧客行動を例として、当該顧客の接近情報を取得した上で、行おうとする取引を事前に予測し、必要なペーパーワークの準備を事前に行っておくことや、銀行からの帰りにUber(※サンフランシスコに本社を置く企業で、自動車配車サービスを提供)を利用するためのクーポンを配信するといったことが可能である旨のプレゼンが行われました。

ChipShield社は、eコマースサイト等でカード決済を行おうとする際に、ICチップの情報を読み取るためのICカードリーダーを提供している会社です。より安心安全に、かつ容易にカードを利用することができる機能を提供しており、オンライン取引におけるセキュリティの向上が課題となる中で活用が期待される技術だと感じました。

PayPal社は、クレジットカードを用いた決済サービスを提供する会社であり、同社にクレジットカード情報を登録しておくだけで、容易かつ安全に決済を可能にするという仕組みを提供しています。FinTechという言葉が広まる随分前から全世界で業務を展開してきています。最近ではVisaやMastercardとの戦略的提携関係を構築しており、決済関連サービスにおいて肝となる利便性の向上に尽力されている様子が窺われました。また、アメリカの若年層に幅広く浸透しているVenmoという個人間での送金サービスを運営する企業も買収するなど、決済系FinTech企業の老舗としての存在感を感じました。



4 視察団に参加して

そもそも金融業は、最先端の技術と多様なデータを駆使した産業であるべきですので、最新のテクノロジーとの融合は必然の流れであると思います。今回視察団に参加させていただき、様々な企業のFinTechに関する取組みを実際に目で見て、改めてその進化・深化を実感いたしました。一方で、同様のサービスが日本でも提供されているものも多く、FinTechの流れは世界中で同時に生じているのだと感じました。

オープンAPIを通じて様々な事業者が金融機関と連携することで、金融のアンバンドリング化が加速しています。FinTech企業にとってはビジネスを拡大させる好機にあるとともに、金融機関においては従来の枠に留まっていることはできません。今後どのような先進的なサービスがアメリカ、日本あるいはその他の国々から創出されるのか、どのような企業が市場における存在感を放つこととなるのか、誰にも分からない状況ですが、金融のユーザーの一人としてその推移を興味深く見守るとともに、技術の進展に即応した法的アドバイスを提供することができるよう知見を深めていきたいと思っています。



預金取引約款に追加した暴排条項を既存顧客に適用することの可否 (福岡高裁平成28年10月4日判決¹)

弁護士 國 吉 雅 男
 弁護士 古 川 純 平
 弁護士 山 田 晃 久

1 序

今日では、政府主導の下、銀行等の預金取扱金融機関における反社会的勢力排除対応の一環として、暴力団排除条項(暴排条項)に基づく預金契約の解約措置が進められています。

かかる金融機関の対応に対し、平成27年3月、暴力団員が開設した預金口座について暴排条項に基づき預金契約を解約した事案につき、その解約の効力を争う訴訟が福岡地方裁判所に提起され、関係者から高い関心が寄せられています。

本訴訟につき、当事務所は金融機関の訴訟代理人の一員として委任を受け、適正な判決を求めて主張立証を尽くし、昨年3月4日に金融機関側全面勝訴の判決が言い渡されました²。この福岡地裁判決については、昨年春号の季刊ニュース冒頭挨拶においてもご紹介させていただいたところです。

その後、昨年10月4日に、同判決の控訴審判決が福岡高等裁判所で言い渡されましたので、本稿では、この控訴審判決についてご紹介させていただきます。

2 事案の概要

本件は、指定暴力団の幹部である控訴人らが、被控訴人ら(金融機関2社)とそれぞれ預金契約を締結していたところ、被控訴人らが本件各預金契約締結後に取引約款に追加した暴排条項に基づき本件各預金契約を解約したことにつき、本件各暴排条項の有効性を争い、また、仮に有効であるとしても、本件各暴排条項をその導入前に預金契約を締結した者(既存顧客)に適用すること(いわゆる遡及適用)は認められないとして、解約の効力を争った事案です。

当事務所でも暴排条項に基づく預金契約の解約案件を多数ご依頼いただいておりますが、本件のように、暴力団員が預金口座を開設した後に預金取引約款に暴排条項を追加し、その条項に基づき預金契約を解約した事案につき、遡及適用であることを理由にその有効性が争われた事案はほとんどなく、本判決の原審判決が言い渡されるまで公開された裁判例もない状況でした。

このような状況の中、本件控訴審判決の原審である福岡地裁判決が初めて解約の有効性を認める判決を言い渡し、その後、東京地方裁判所平成28年5月18日判決³も同様の判示をなすに至り、本件控訴審判決の動向が注目されていました。

3 本件控訴審判決の判示内容

本件控訴審判決も、原審福岡地裁判決の判示内容を踏襲し、次のとおり判示して本件各預金契約の解約の有効性を認めました。

- ① 本件各暴排条項は、目的の正当性が認められ、その目的を達成するために反社会的勢力に属する預金契約者に対し解約を求めることにも合理性が認められるから、憲法14条1項、22条1項の趣旨や公序良俗に反するものということとはできず、有効である。
- ② 預金契約については、定型の取引約款によりその契約関係を規律する必要性が高く、必要に応じて合理的な範囲において変更されることも契約上当然に予定されているところ、本件各条項を既存の預金契約にも適用しなければ、その目的を達成することは困難であり、本件各条項が遡及適用されたとしても、そのことによる不利益は限定的で、かつ、預金者が暴力団等から脱退することによって不利益を回避できることなどを総合考慮すれば、既存顧客との個別の合意がなくとも、既存の契約に変更の効力を及ぼすことができると解するのが相当である。
- ③ 本件各預金口座については、控訴人らが社会生活を送る上で不可欠な代替性のない生活口座であるといった事情は認められず、本件各条項に基づき控訴人らとの本件各預金契約を解約することが、信義則違反ないし権利濫用に当たるとはいえない。

また、控訴人らは、控訴審において、(a)本件各暴排条項は

口座名義人の属性のみをもって解約することを正当化するものではない、(b)預金口座の不正利用の危険性は、他人名義の口座にこそ強く認められ、暴力団関係者の自己名義の口座を解約する必要はない、(c)本件各暴排条項を遡及適用する際、最も重要なのは利用者の受ける不利益の程度であるのに、原判決はその検討が不十分である、との補充的主張も展開しましたが、本件控訴審判決は、いずれも独自の見解にすぎない、あるいは失当であるとして排斥しました。

4 検討

まず、①の本件各暴排条項の有効性については、原審福岡地裁判決も本件控訴審判決も、反社会的勢力の排除に向けた政府等による各種取組等⁴を踏まえて暴排条項が導入された経緯を丁寧に認定した上で、本件各暴排条項の目的の正当性・必要性が認められる旨を判示し、また目的達成手段として預金口座の解約が合理的な手段であることを認定しました。一方で、控訴人らの被る種々の不都合は限定的なものであり、また、かかる不利益は反社会的勢力に属しなくなるという自らの行動によって回避できるものであると判示し、本件各暴排条項の有効性を認めました。かかる判示内容は極めて妥当であり、これまでの判例傾向からみても異論がないところだと思います。

つぎに、遡及適用の点ですが、原審福岡地裁判決も本件控訴審判決も、社会生活においては約款により契約関係を規律する必要性が高いため、必要に応じて合理的な範囲で変更されることも契約上当然に予定されていると判示した上で、合理的な約款変更にあたるかについては、

- 本件各暴排条項の事前周知の状況
- 本件各暴排条項の追加により既存顧客が受ける不利益の程度
- 本件各暴排条項を既存契約にも遡及適用する必要性
- 本件各暴排条項の内容の相当性

等をきめ細かく総合考慮した上で、合理的な約款変更に当たると判示しました。

かかる判断手法は、現在、国会で審議されている民法（債権法）改正法案の定型約款の変更が認められる場合の判断基準に則したものであり、妥当な判示と評価できます。

最後に、信義則違反と権利濫用の点については、原審福岡地裁判決が「社会生活を送る上で不可欠な代替性のない生

活口座」という概念に言及したことから、金融機関関係者や法律専門家の間では、社会生活を送る上で不可欠な代替性のない生活口座に該当する口座については解約が認められないのではないかということが議論されましたが、原審判決は、「解約が制限される余地があり得る」と述べているにすぎないことに留意する必要があります。

また、原審福岡地裁判決も本件控訴審判決も、本件各預金口座は代替性のない生活口座に当たらない旨を明確に判示しています。

したがって、代替性のない生活口座の取扱いについては本件控訴審判決の射程外ですが、もしこのような口座の存在が認められる場合には、当該口座が代替性のない生活口座に利用されていることのみをもって解約の可否を判断するのではなく、当該預金契約の相手方の属性・活動実態、当該口座の利用状況（代替性のない生活口座としての利用と合わせて暴力団の活動資金の管理口座として併用されているケースもあり得ます）等を踏まえて、弁護士等の法律専門家の意見も参考としつつ、個別具体的な事案毎に慎重に判断する必要があると考えられます。

5 本件控訴審判決の意義

本件控訴審判決の意義は、暴排条項の遡及適用を明確に認めた点にあります。

この点については、従来から積極的に解する見解が多数説ではあったものの、否定的に解する見解も一部存在したことから、これまで解約を留保していた金融機関もありましたが、原審福岡地裁判決や東京地裁平成28年5月18日判決と同様、本件控訴審判決も明確に遡及適用が有効である旨を判示しましたので、反社会的勢力の排除を進めるにおいて重要な判決といえます。

1 本件控訴審判決については、金融法務事情2052号90頁以下でも紹介されています。

2 福岡地裁平成28年3月4日判決（金融・商事判例1490号44頁、金融法務事情2038号94頁等）。

3 金融・商事判例1497号56頁、金融法務事情2050号77頁等。

4 暴対法の施行・改正、マネー・ローンダリング規制の強化、政府指針の策定・公表、金融庁の監督指針の改正・再改正、暴排条例の制定、経団連による企業行動憲章等の改訂、全銀協による暴排条項の参考例の策定・公表等

独禁法改正後の公正取引委員会による審査手続への対応について

弁護士 岩城 方臣



弁護士
岩城 方臣
(いわき・まさおみ)

〈出身大学〉
一橋大学法学部
大阪市立大学法科大学院

〈経歴〉
2012年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新65期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務
会社法務、家事相続法務

1 はじめに

公正取引委員会(以下「公取委」)は、近年、独占禁止法(以下「独禁法」)違反行為を積極的に摘発しており、また、平成25年改正独禁法(以下「改正法」)が平成27年4月1日に施行され、独禁法違反被疑事件の審査手続も大きく変わることとなりましたので、改正法の内容を踏まえながら、審査手続の概要や、事業者側の対応についてご紹介させていただきます。

2 公取委による調査

(1) 行政調査と犯則調査

独禁法違反被疑事件について公取委が行う調査には、行政調査と犯則調査の2種類があります。行政調査とは、公取委が排除措置命令や課徴金納付命令を行うことを念頭において行われる調査です。公取委の行政調査には間接強制調査と任意調査があり、間接強制調査では、調査対象者の意思に反する実力行使までは認められませんが、**正当な理由なく調査を拒絶した場合の罰則(1年以下の懲役又は300万円以下の罰金)**が定められており、心理的圧迫により調査への協力が間接的に担保されています。他方で、犯則調査とは、公取委が、事案の重大性・悪質性を考えて刑事告発を念頭に置いた場合に行われる調査で、裁判所の許可状に基づき、調査対象者の承諾がなくても強制的に営業所に立ち入って捜索を行ったり、証拠資料を押収したりすることができます。調査の冒頭で裁判所の許可状ではなく公取委の被疑事実告知書が提示された場合は、行政調査となります。

(2) 立入検査・提出命令

公取委による立入検査は、何の前触れもなく突然行われ、複数の営業所や同業他社の営業所に対して一斉に行われることも珍しくありません。立入検査当日は、事業所の責任者に審査官証が提示され被疑事実告知書が交付された後に、事業所内で証拠資料の探索・収集が行われ、調査が必要と判断された資料については提出命令書が示され、責任者の承諾があれば、その面前で提出命令品目録と物件との照合が行われた後に、原物・原本が運

び出されて公取委で保管されるという流れで手続が進みます。立入検査は、通常、一日で行われるため、場合によってはこれらの作業が深夜まで続くこともあります。

調査対象は、社内文書、帳簿・伝票類、サーバーやパソコンに保存されたデータや電子メール、手帳、携帯電話等にまで及びます。資料の原本が公取委に留置された後でも、公取委に申請して、公取委の庁舎内で写真撮影や持ち込みのハンズキャナー等により謄写することが可能ですが、手間がかかりますので、業務上必要な資料については、立入検査当日に審査官の了解を得てコピーをとって対応することが多いようです。

(3) 供述聴取

被疑事実に関係する従業員に対しては、公取委により主に任意手続としての供述聴取が行われますが、公取委の集計によると、一人の対象者について平均3回程度、合計で平均15時間から16時間程度の供述聴取が行われ、長い場合は深夜10時頃まで及ぶこともあり、拘束性の高さが指摘されています。特に、立入検査と同時進行で関係従業員の供述聴取が行われる場合、事業者としては、後述する課徴金減免制度の申請を行うか否かを判断するために、供述聴取前に短時間でも早期に関係従業員から事実関係を確認する必要があります。

また、供述聴取では供述調書が作成されることがありますが、署名押印の前に公取委の審査官が調書の案文の内容を読み聞かせ、記載内容に誤りがないかを質問しますので、経験していないことを経験したかのように記載されていたり、自分自身の言葉ではない表現が記載されていないかを確認した上で、供述調書に署名押印するか否かを判断することが重要です。

3 行政処分

(1) 意見聴取手続

調査が開始されてから公取委が行政処分を行うかを判断するまで、通常は、少なくとも半年から1年程度の期間を要し、調査が行われ

なくなってから暫く時間が経った後に、公取委から、行政処分を予定しているとして、意見聴取通知書が送られて来ることがあります。意見聴取通知書は、改正法により導入された意見聴取手続を行うためのもので、予定される排除措置命令・課徴金納付命令の内容や、意見聴取期日等が記載されています。意見聴取期日は、公取委が上記行政処分を行うか否かを判断する前に、名宛人(処分対象予定者)から意見を聴取するための期日ですが、名宛人は、証拠を閲覧・謄写して事前に意見陳述の準備を行うことができます。

公取委は、意見聴取手続の内容を十分に考慮し、これを酌み取った上で独禁法違反行為の有無を判断しなければなりません。独占禁止法違反を認定した場合は、排除措置命令と課徴金納付命令という2つの行政処分を命じることができます。

(2) 排除措置命令

排除措置命令では、独禁法違反行為の取り止めや、再発防止のための措置等が命じられ、具体的な内容は公取委の裁量により決められますが、通常は、排除措置の実施を取引先等へ周知することも内容に含まれます。また、入札談合の場合、排除措置命令を受けると、国の機関や地方自治体から指名停止を受けて入札に参加できなくなったり、建設業法に基づく営業停止処分を受けたりする恐れがあり、行政処分に付随して生じる損害についても注意が必要です。

(3) 課徴金納付命令

① 内容

課徴金は、独禁法違反行為の再発防止のために課される制裁金です。一事業者が受ける課徴金の額は事案により様々ですが、公取委の集計によると、平成23年度から平成27年度までの平均は約1.3億円から約2.7億円で²、約131億円もの課徴金が課された例もあります。課徴金の額は、違反事業者の違反行為の対象商品等に係る実行期間(最長3年)中の「売上額」に、業種(製造業等、小売業、卸売業)や対象行為等の類型毎に定められた算定率(原則として最大10%)を乗じて計算されます。

② 課徴金減免制度(リニエンシー)

カルテル(事業者間で価格・販売量・取引の相手方を拘束するなどして競争を制限すること)や入札談合については密室で行われ立証が難しいことから、違反行為の早期発見を目的として、違反内容を自主的に公取委に報告した事業者に対し、最大5社まで、申請順位に応じて課徴金の免除(最初の1社のみ)又は減額を認める制度(リニエンシー)が導入され、積極的に活用されています。特に公取委の一斉立入調査後は、各事業者が申請(所定の様式³)により公取委への

FAXで行います)を検討し、立入調査翌日までにリニエンシーの枠が埋まることも珍しくないため、関係従業員から速やかに事情聴取を行って違反行為への関与の有無を確認し、被疑事実を争わない場合は、リニエンシーを申請するか否かも迅速に判断する必要があります⁴。なお、現在、課徴金の額を公取委の裁量により決定する裁量型課徴金制度の導入が、公取委の独占禁止法研究会において検討されています。

4 不服申立て

排除措置命令や課徴金納付命令には上記以外に、公取委による公表という不利益もあり、事業者が独禁法違反行為へ関与していないと考える場合は、レピュテーション・マネジメントや金銭的な損害を考慮し、上記行政処分に対して取消訴訟を提起することも考えられます。取消訴訟の出訴期間は原則6ヶ月で、改正法により、東京地方裁判所の専属管轄とされました。

また、取消訴訟を提起しただけでは行政処分の効力は失われず、行政処分を履行しなければ、最高50万円の過料の支払いを命じられたり(排除措置命令)、年率14.5%の延滞金が加算される(課徴金納付命令)可能性があります。このような事態を避けるため、行政処分の効力等を停止させたい場合は、取消訴訟を提起した上で、別途、執行停止を申し立てる必要があります。

5 最後に

実務上、独禁法違反行為として排除措置命令等の対象になることが多い、価格の引き上げや受注予定者の決定に関する合意は、昔からの商習慣として違法性の意識が薄いまま続けられていることがあるため、社内研修等を通じて具体的な違反行為について従業員に対し周知を図っておくことが重要となります。また、公取委の審査手続を想定して責任部署やマニュアルを整備できれば理想的ですが、結局のところ、社内の各部署が担当者の具体的業務や職務範囲を把握しておくという一見当たり前のことが、公取委の突然の立入調査や審査手続に適切に対応して、事実の誤認定や損害の拡大を防ぐことにつながるものと考えられます。

1 独占禁止法審査手続についての懇談会(第10回)における公取委提出資料参照。

2 公取委「平成27年度における独占禁止法違反事件の処理状況について」(平成28年5月25日)参照。

3 <http://www.jftc.go.jp/dk/seido/genmen/keikaku.html>

4 リニエンシーを申請しないことに対する株主代表訴訟リスクの検討も必要となります。

労務アドバルーン⑧

～就業規則の不利益変更～

弁護士 柿 平 宏 明 弁護士 下 西 祥 平
弁護士 岩 城 方 臣 弁護士 大 澤 武 史
弁護士 山 本 一 貴 弁護士 西 中 宇 紘
弁護士 富 川 諒 弁護士 山 越 勇 輝

第1 はじめに

連載8回目となる今回は就業規則の不利益変更について取り上げます。経営状況等に鑑みて賃金等の労働条件を引き下げると、労働者に不利益に変更する必要がある場面は多々想定されるところですが、どのような場合に就業規則を変更することによって、労働者にとって不利益に労働条件を変更することができるのかについてご説明したいと思います。

第2 基本的な考え方

労働条件の不利益変更とは、労働者の労働条件(賃金、労働時間、就業場所、業種等)を当該労働者の不利益に変更することをいいます。そして、労働者の側に不利益となる部分が一部でも含まれていれば、労働者の側に利益となる部分があつたとしても、労働条件の不利益変更の問題となり得ます。

労働条件とはまさに労働契約の内容ですから、これを変更するためには原則として使用者と労働者との間の合意が必要となりますが、法律上、一定の要件を満たした場合には、就業規則を変更することにより労働条件を不利益に変更することも認められています。すなわち、I.当該変更の合理性があり、II.周知がなされた場合には、就業規則の変更による労働条件変更が労働者を拘束し、労働契約の内容を変更することが認められています(労働契約法10条)。

I.就業規則の変更が合理的なものであるか否かは、①労働者の受ける不利益の程度、②労働条件の変更の必要性、③変更後の就業規則の内容の相当性、④労働組合等との交渉の状況、⑤その他の就業規則の変更に係る事情に照らして判断されることになります。

II.周知とは、就業規則作成の場合と同様、労働者が見ようと思えば見ることができる状態に置くことをいいます(常時

各作業場の見やすい場所に掲示し又は備え付ける、書面を交付するといった方法が考えられます。)

なお、就業規則を変更する場合も、就業規則作成の場合と同様の手続をとる義務(労働基準監督署長への届出義務、意見聴取義務)がありますが、これは、前回の連載でご説明したとおりです。

第3 就業規則の変更の合理性～各考慮要素について～

1 はじめに

では、いかなる場合に就業規則の変更による労働条件の不利益変更が合理的といえるのでしょうか。賃金に関する規定の不利益変更を例に見てみましょう。

2 労働者の受ける不利益の程度

労働者の受ける不利益の程度については、賃金に関して言えば、どの程度の賃金をもらえるかは労働者の生活に直結するものであり労働者にとって重要な労働条件といえますから、基本的にその不利益の程度は小さくないものといえます。賃金のカット割合がごく僅かだからといって、直ちに不利益の程度が低いということにはなりませんので、注意が必要です。

このように、賃金を減額することは労働者にとって小さい不利益をもたらすことから、そのような不利益を労働者に甘受させることを許容できるだけの合理性を備えている必要があるとされ、その他の考慮要素である労働条件の変更の必要性等については、他の労働条件の変更に比して、より高度のものが求められることになります。

3 労働条件の変更の必要性

労働条件の変更の必要性は、使用者が現在の労働条件

コラム

英米法のコモンローの国においては基本的に解雇権濫用法理はなく、契約で定めた解雇事由が発生すれば自由に解雇出来るのが原則です。だからといってそのような国々で恣意的な解雇が横行しているかというところと全くそうではありません。人こそが資本という考えは世界共通なのです。

ところで、シンガポールではたこ焼きが売っていません。
(柿平)

人事労務のトラブルに接していると「対話」不足が紛争の淵源にある案件が多いように感じます。もちろん何でも話せばよいというものではなく、話す内容や話しかけるタイミングにも配慮が必要ですが、人としての敬意をもって話すことが必要なのではないかと思い、個人的には意識しております。(下西)

昨年4月に東京と大阪の労働局に過重労働撲滅特別対策班(通称:かとか)が設置されて以降、違法な長時間労働を理由に大企業が次々と摘発を受けています。報道によると、違法な長時間労働が現場主導で行われ、その存在を上層部が全く把握できていないケースも珍しくないようです。適正な労務管理ができているかが、ますます問われる一年になるのではないかと思われます。(岩城)

昨年は、さまざまな機会でご外部の方々とお話しさせていただくことができ、多くの知見や気づきを得ることができた一年間でした。今年は、引き続き積極的に外へ出るとともに、得た知見などをしっかりと業務に生かせるよう心掛けていきたいと思います。本年もどうぞよろしくお願いいたします。(大澤)

を維持するのが困難である事情を指します。労働条件の変更の必要性としてよく挙げられるのは、経営上の必要性です。経営状況が悪化している場合に、経費削減のために賃金をカットすることは、一定の必要性が認められるでしょう。特に倒産が目前に迫っているような場合には、より高度の必要性が認められやすいといえます。

また、経費削減以外の観点から必要性が認められるケースもあります。典型例としては、成果に見合った賃金が支給されないことにより労働生産性が低迷しているような場合が挙げられます。このような場合には、使用者の経営状況を好転する手段の一つとして、成果に見合った賃金を支払う制度（いわゆる成果主義型賃金制度）を取り入れることは、労働者の活力を引き出し、労働生産性を高めて使用者の競争力を高めることにつながるものと考えられ、経営上の必要性が認められる方向に働きやすいものといえます（なお、成果主義型賃金制度の導入は、労働者に対する査定結果次第では賃金が減少する可能性があることから、労働条件の不利益変更該当すると考えられています。）。

もっとも、経営上の必要性が高いからといって、賃金カットが当然に許されるというわけではありません。あくまで就業規則の変更の合理性は、他の要素を含めた総合考慮により判断されるものですから、ご注意下さい。

4 変更後の就業規則の内容の相当性

変更後の就業規則の内容の相当性は、労働者の受ける不利益以外の変更後の就業規則の内容自体の相当性、経過措置の有無・内容、代償措置その他関連する他の労働条件の改善状況、同種事項に関する我が国社会における一般的状況等、変更内容の社会的相当性がこれにあたることとされます。

例えば、成果主義型賃金制度の導入は、近年日本社会においてもよく行われているものでありますから、相当性を認める方向性に働きやすいといえます。もっとも、相当性の有無を判断するにあたっては、結局は当該会社の状況や緩和措置の有無等個別具体的な事情が重要となりますので、直ちに「他の会社でも行っていることだから自分の会社でも行ってもよい」ということにはなるものではありません。

代償措置とは、いわば労働者が受ける不利益の緩和措置の一つとなされるもので、一時金を支給したり他の労働条件を改善するといったことが考えられます。他の緩和措置としては、就業規則の変更により賃金が減額されることになる労働者に対して、一定期間は一定額の賃金支払いを保証するとの経過措置をとることも考えられます。

5 労働組合等との交渉の状況

労働組合等との交渉の状況については、労働組合等との交渉の有無、内容、結果等が考慮されることになります。労働組合が社内には存在しない場合には、事業場の労働者の過半数を代表する者との交渉、協議が考慮されることになります。

例えば、労働組合が複数存在する場合に、一部の労働組合から労働条件の不利益変更について同意を得ていたとの事実、使用者が労働者の利益確保のために真摯誠実に交渉を行っていたと評価できるものですので、合理性を認める根拠の一つとなり得ます。また、労働組合との合意に至らないまでも、資料を開示し労働条件変更の必要性を詳細に説明したり、適当な譲歩案を提示するなどして利害調整がなされたといった事情も、合理性を認める方向に働きます。

6 その他の就業規則の変更に係る事情

その他の就業規則の変更に係る事情については、上記の考慮事項以外の就業規則変更に関係した諸事情が考慮対象となり得ます。例えば就業規則変更に際しての意見聴取・届出義務の履践なども考慮されるべき事項とされています。

第4 最後に

就業規則を労働者に不利益に変更することは、使用者が労働者の同意を得ずに一方的に労働条件を不利益に変更することにほかなりません。使用者としては、少しでも早く賃金をカットし経費を削減したいと思うところではあるかもしれませんが、賃金は労働者にとって最も関心の強いところであり、労働条件の中核をなすものでありますから、賃金に関する規定の不利益変更はより一層慎重な検討が必要となります。

本年もよろしくお願い致します。

2015年から始まったこの「労務アドバルーン」の掲載もはや3年目に突入します。新年からは新たな弁護士も加えた新体制で、今後も読みやすい記事を意識し、人事労務に関する情報発信をさせていただきますので、よろしくお願いします。
(山本)

石の上にも三年と言いますが、弁護士になってその三年が過ぎました。基礎固めはしっかりできたので、次の三年では様々な面で飛躍したいと思います。

仕事面では、得意な法分野（金融法務、不動産法務、労働法務）を伸ばしつつ、弱点（特に倒産法関係）を意識的に補強することを考えています。(西中)

初めて弁護士として執務をしたこの1年、まさに激動の1年でした。さらなる成長を目指して自己研鑽に励みたいと思います。また、この1年で多くの方々との結婚式にご招待いただき、幸せを分けていただきました。早く幸せを分ける側になりたいな、そんなことを感じております。(富川)

今回から労務アドバルーンの執筆に関わることになりました。

労働法は、働いているの方々にとって最も馴染みの深い法律だと思っています。企業側だけでなく労働者側にも適切なアドバイスができるよう、本執筆に携わることを契機に、知識を深めていきたいと思っています。(山越)

第21回 Globalaw年次総会／アジア太平洋地域総会参加報告(ドバイ、UAE)

弁護士 安 保 智 勇
弁護士 赤 崎 雄 作
弁護士 大 口 敬

弁護士法人中央総合法律事務所は、現在世界165都市、110以上の法律事務所、約4500人の弁護士が加盟する法律事務所ネットワーク「Globalaw」に加盟しております。2016年11月にアラブ首長国連邦(United Arab Emirates)ドバイにてGlobalawの年次総会及びアジア太平洋地域総会が開催され、当事務所からは安保智勇弁護士、赤崎雄作弁護士と大口敬弁護士が参加いたしましたので、本事務所ニュースにてその内容をご報告いたします。

1 年次総会及びアジア太平洋地域総会の開催

Globalawの年次総会は、2015年はアメリカ合衆国(シャロット)で開催されましたが、2016年はUAEのドバイに拠点を持つ法律事務所Apex Juris Advocates & Legal Consultants(執筆者の1人である赤崎弁護士が2015年10月より2016年11月まで約1年1か月にわたり勤務)の主催により、ドバイの経済特区DIFC内のホテル、The Ritz-Carlton Dubaiにて年次総会とアジア太平洋地域総会が合同で開催されました。

ドバイの名前が余りに世界に轟いているため、ドバイを一つの「国」と思われている方もいるのではないのでしょうか。間違いでもないのですが、ドバイはUAEという連邦国家の一つの首長国であり、UAEの首都はドバイではなくアブダビです。アブダビは石油資源が豊富でまさに産油国というイメージ通りである一方、ドバイのGDPで石油が占める割合は意外なことにわずか2%程度にすぎません。石油埋蔵量の少なかったドバイは石油に頼らない経済発展を志向し、中東の金融・観光等に力を入れるようになったのです。中東の経済の中心地というべき場所で、世界各地より100名程の弁護士が集まり、4日間にわたり様々なセッションやセミナーを行いました。



中心部には超高層ビルが建ち並び、建築中のところも多く発展中の都市であることを感じさせます。

2 会議の概要

初日の午前はUAEやオマーンで活躍する企業の法務責任者4名に参加いただき、本ネットワークがクライアントに対しどのようなサービスを提供できるか、各テーブルに分かれて法務責任者の方々に説明するという形式でセッションを行いました。我々のネットワークの理念にクライアント目線から意見をいただき、再度ネ

ットワークのあり方を見直す非常に有意義なセッションとなりました。参加いただいた法務責任者の中には、当事務所の日本におけるクライアントの担当者の方で、現在はドバイに駐在されている方がいらっしやり、遠く離れたドバイの地でご縁を感じました。午後には腐敗・汚職に関するパネルディスカッションが行われ、安保弁護士もパネラーとして参加し、日本、タイ、インド、中国、香港のパネラーが各国のこの問題の状況やその背景の違いについて議論しました。



腐敗と汚職をテーマとするパネルディスカッションにて発言する安保弁護士

2日目はDIFC裁判所見学およびDIFC関連のセッションが行われ、3日目には次世代のリーダーの育成を目的とするGlobalaw Leadership Programmeのメンバーによるプレゼンテーションが行われました。赤崎弁護士はGlobalawの弁護士交換研修制度をテーマに、Apex Jurisで1年の研修を行った経験をふまえた発表を行い、若手育成を考えるベテラン弁護士からは、研修ではどのような業務を行ったか、給与体系はどうなっていたか、研修先の法律事務所とはどのようにコンタクトを取ったのかなど質問が相次ぎました。

その後、赤崎弁護士もメンバーとなっていたGlobalaw Leadership Programmeのプレゼンテーションが行われ、世界中の弁護士事務所が参加するGlobalawの強みを活かすべく、いつでも容易に各国の法制度にアクセスできるように、法分野毎に情報をプラットフォーム化する企画の提案がなされました。



Global Leadership SessionにてDocument Platformの
プレゼンテーションを行う赤崎弁護士

4日目には、イスラム金融のパネルディスカッションに続いて、クライアントセミナーが行われ、石油、インフラ、メディア等の分野のクライアントに多数参加いただき、分野毎のテーブルに分かれて業界の現状や課題についてご説明いただき、弁護士としてどのようなサポートをしていけるか議論がなされました。最終的に各テーブルの議論状況を全体にフィードバックするにあたり、メディア分野のテーブルからは大口弁護士が登壇して結果の報告を行いました。



メディア分野のクライアントとのテーブルディスカッションの結果を発表する大口弁護士

3 ドバイならではのセッション

これらの他にも多くのセッションやセミナーが行われましたが、中でもUAEをはじめとするイスラム圏出身のスピーカーが登壇し行われた、UAEの法体系やDIFC裁判所、イスラム金融をテーマとするドバイならではのセッションは特に熱をもち、質疑応答など盛り上がりしました。

DIFCとは、Dubai International Financial Centreの略で、ドバイの経済特区として、法人税や所得税を免除し外資を積極的に誘致している金融フリーゾーンです。

DIFCは、それ以外のドバイ、UAEとは独自の法域としての経済特区であり、独自の裁判所を有し、適用される法律もUAEがいわゆるシビル・ローであるのに対し、DIFCにおいてはコモン・ローに親和性を有する法律が適用されます。

DIFC裁判所訪問を通じて驚いたことの一つに、手続きの様子がすべてYouTubeに公開されるという点が挙げられます。司法制度が不透明な国も多い中東エリアにおいて、投資

を検討している外資企業に手続きの透明性をアピールするという意味では、非常にインパクトのある裁判所運営と感じました。機密性の高い文書などを非公開としたい場合はどの程度認められるのか、判決に執行力はあるのかなど、質疑応答が絶えませんでした。



DIFC裁判所。白とマカボニーを基調とした高級感のある雰囲気です。

イスラム金融については複数の国のイスラム金融関係者が集まり、パネルディスカッションが行われました。たとえば、イスラムにおいては利子をとることが禁止されており、こういったイスラムの教義に従った商品が販売されています。ただ、実際には、我々の慣れ親しんだ従来の金融と同じような経済的効果が得られるようなスキームが多く開発されているため、イスラム金融を用いたからと言って、取引の多様性が制限されるわけではありません。

なお、イスラム金融については明文化されたルールがあるわけではないので、イスラムの教義に従ったスキームとなっているか否かについてはその都度イスラム法学者の確認を受ける必要があります。パネラーによれば、あるイスラム金融商品が、ある国・時代においてイスラム法学者による確認を受けたからといって、異なる国・時代において確認を受けることができるか否かわからない点がイスラム金融の理解の難しさであるとのことでした。イスラム金融の最前線にいる方々を前に、参加者からは様々な質問や意見が飛び交い、白熱したセッションとなりました。

4 フレンドリーなネットワーク

Globalawのネットワークは非常にフレンドリーで、ネットワークに参加する互いの弁護士とpersonalなつながりがあるというのが大きな特色の一つです。上記のセッションやセミナーに加えて、会食やデザートサファリツアーを通じて、より親睦を深めることができました。国際的な案件において、他国の弁護士と協同したり、他国の弁護士に法制度を照会したり、他国の弁護士をクライアントに紹介したりする場合に、弁護士間の信頼が非常に重要になります。世界中から集まったメンバーと様々なテーマで議論を行ったり、食事をともにしたりすることで、より関係性を深めることのできた、充実した4日間となりましたことをご報告いたします。

満杯になったら乾杯



弁護士

柿平 宏明

(かきひら・ひろあき)

〈出身大学〉
京都大学法学部

〈経歴〉
2008年9月
最高裁判所司法研修所修了
(61期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所入所

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務、
労働法務

新年のはじまりということで、留学報告とともに少しだけこの1年を振り返ってみようと思います。

平成27年夏にアメリカに渡り、初めて経験したニューヨークでの年末のカウントダウン。たくさんの方でごった返しになりながらタイムズスクエアにある時計を目を見開いて見ていた私の視界が、2016年1月1日午前0時0分になった瞬間、前の人の飛び上がった頭や振り上げた手、花火と紙吹雪で一気に覆われたのが今でも思い出されます。

NYという世界の金融都市で、金融法務を学び尽くそうと意気込んでいたものの、大量のマテリアルや英語の壁にいっぱいになり、幾度となくじけそうになりました。そんな時に助けてくれたのは他でもなく周囲の人々でした。英語によるコミュニケーションは、もちろん、とても難しいものです。しかしながら、例えばバックグラウンドや肌の色、母国語が全く違っていても、馬鹿らしい話をしたり、楽しいことがあれば笑うのは世界共通でした。日本人はもちろん、旅行でも行ったことのないような国の友人とも楽しく時間を過ごすことでそのことを肌で感じると、この時間がとてもかけがえのないのだと気付かされました。大阪人らしく、せっかくだし、とことんやらなければもったいないと思った私は、ロースクールを卒業する日まで一分一秒を惜しんで勉強に取り組み、家族や友人と過ごす時間を満喫したつもりです。

アメリカ留学の一つの締めと位置付けていたニューヨーク州司法試験は、思い出したくもない程困難を極めました。それでも最後まで頑張ることが出来たのは、それまで同様にこのかけがえのない時間を中途半端に終わらせたくないと思っていたからではないかと思います。

結果として、無事ニューヨーク州司法試験には合格しており、自分でも満足のいく結果だったと思いますが、私がアメリカで得た経験を本当に意味のあるものにするのは、これからの自分の努力如何にかかっているのだと思います。

その第一歩として臨んだのが、2年目のシンガポールの研修です。

8月にシンガポールに渡った際は乾季の時期であったため、日差しがきつかったのですが、現在はすっかり雨季になり、雷がゴロゴロなる日が続きます。傘が嫌いな私は毎日雨に濡れていますが、元気にやっています。

ご存じの通り、シンガポールは東南アジアの統括拠点として日本企業はもちろん、各国から企業が集まってくるとても活気のある国です。ネットワ

ーキングの機会はたくさんあり、またたく間に人間関係が広がります。お酒代は基本的に高いのですが、安い地元のお店等も探せばたくさんありますし、日本にいる時よりも飲みに行く機会も増えたように思います。特にそうしたローカルのお店では地元の人々がいつも何かしら語らっていますが、どこのお店でも必ず一組は日本人がいるように思います。シンガポールの人達も日本は旅行で行ったり、漫画やファッション等の文化を取り入れたりして良く日本を理解してくれています。

日系企業の進出形態は様々であり、いずれも日本人が思いつくようなものがちゃんと許容されているというものです。例えば、現地法人を立てたり、支店を立てたり、駐在員事務所だけを立てたり、JVやフランチャイズ等規模や業態に合わせて柔軟に進出出来るようになっています。もちろん、例えば現地人の役員を入れないといけない等、ある程度は規制もありますが、やはり法人税の低さ、情報の集中等のメリットから、他の東南アジアへの進出拠点としての機能はとても魅力的だと口を揃えて言われています。

私が研修として勉強させてもらっているのは、日本人(シンガポールから見れば外国人)弁護士として、進出前後にかかわらず日本企業や日本人のサポートをすることです。法律的なアドバイスはもちろん日本法しか出来ませんが、現地の弁護士とやりとりをして法律的な英語を分かりやすく咀嚼して日本人クライアントに伝えることはアドバイスそれ自体に匹敵するくらいとても難しく、責任のある仕事です。もしこうして間に入ることでできる専門家がいないければ、わけのわからない法律英語を理解出来ないまま案件を進められてしまうことになりかねず、大事なことを見落としてしまう可能性があるからです。

個人的には、やはりニューヨークに次ぐ金融センターであるこの国で金融法務を勉強したり、有名な国際仲裁に関わることも出来ればと考えていますから、今後そのような機会があれば積極的に取り組んでいきたいと思っています。

この留学を通して、まだまだ自分が弁護士として、一人の人間として成長することが出来るということを再確認出来たと思っています。日本であれ、異国の地であれ、出来ることを見つけて一生懸命にやり続けることが大事なのだと肌で感じています。

年が明ければ留学生活も残り8ヶ月となりますが、精一杯頑張ってきて来ようと思います。



弁護士

小林 章博
(こばやしあきひろ)

京都事務所だより 27

神の使い

弁護士 小林 章博

何の拍子か、先日、ご近所の方と、以下の会話。

「小林さん、少し前に鴨川に鹿がいたのご覧になりました?」

「いや、私は見ていないですね。」

「僕は見たんですよ。鹿の親子。丸太町橋の近くだったので、こんなに街中までおりてくるのかってびっくりですね。周りでスマホをかざして写真とっている人の数にもびっくりしましたが。」

◇ ◇ ◇

ご存じのとおり、京都は三方が山に囲まれています。四条烏丸にある京都事務所からでも車を10分、15分走らせれば山に到着するぐらいの距離感です。それほど高い山があるわけではありませんが、一步山に足を踏み入れると、鹿にすれ違ったり、猿を見かけたりすることも珍しくありません。また、山の近くにお住まいの方からは「裏庭にタヌキがでた。」という話を聞くこともあります。とはいうものの、京都のほぼ中心を流れる鴨川は山から少し離れていますので、ここで鹿に遭遇するというのはちょっと珍しい話。

「鹿は神様の使いというから、お目にかかれれば、ちょっとしたご利益がありそう。」という少し邪な気持ちにも押され、私もさっそく鴨川に足を運びました。何度か散策(探索?)しましたが、残念ながら私は鹿に会うことができませんでした。やっぱり、邪な心がいけなかったのでしょうか。

◇ ◇ ◇

さて新年、皆様は初詣に行かれたか。京都にはたくさんのお寺がありますが、中でも商売繁盛のご利益で有名な伏見稲荷大社が例年賑わっています。お稲荷さんといえば、神の使いは「狐」ですね。そういえば、昔話にも狐の話がよくでてくるところを見ると、狐は昔の人々に身近な動物だったのでしょうか。しかし、私は未だ野生の狐には出会ったことがございません。やはり、神の使いは、私の目の前にはなかなか現れてくれないようです。

◇ ◇ ◇

今年の干支は酉。これも神の使い。「そうだ。新年早々のこの原稿におめでたい鶏の写真を載せよう!」と思いついたものの、最近では身近にお目にかかることも減っています。「もう少し待てば、酉の絵馬を掲げる神社もでてくるので、その写真を撮りに行こうか。」と思いつつ、原稿提出を先延ばしにしていると、鬼のような原稿提出の督促が…。

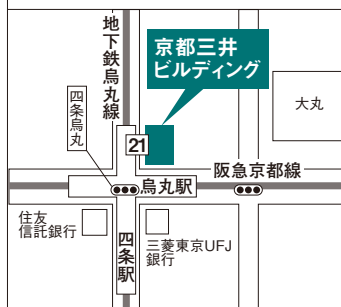
「仕方ない、鶏の写真はあきらめるか…」と、少し落ち込んだ気持ちで事務所からの帰り道。ちょっと時雨れてきました。あいにく傘も持っていません。「つくづく神様にはご縁がないみたいだなあ。さてアーケードのある錦市場でも通って帰ろうか。この時間なら人ごみも気にならないし。」と、錦市場に入ろうとした瞬間、一羽の見事な鶏がこちらを見つめているのではないですか!

事務所のすぐ近くにこんなに見事な鶏がいるのをすっかり忘れていました。そうです。錦市場は、かの伊藤若冲の家業の青物問屋があったところ。若冲ブームもあり、最近では、錦市場の入り口やお店のシャッターなど、ところどころに若冲の絵が掲げられているのでした(もちろん、模写ですが)。

◇ ◇ ◇

まさに、捨てる神あれば拾う神あり。

酉年一年が皆様にとってよい年になりますように。



京都事務所へのアクセス

【所在地】〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8番 京都三井ビル3階
TEL (075)-257-7411 (代表) FAX (075)-257-7433

【交通】阪急京都線「烏丸」駅・地下鉄烏丸線「四条」駅 下車 20番出口・21番出口直結

1 序

今回は、買収防衛策と関連する株主平等原則について検討します。支配権争奪の局面における買収者の利益と企業価値の維持に対する株主一般の利益との調整問題です。

2 株主総会決議による新株予約権無償割当ての新株予約権に付される差別的条件と株主平等原則

新株予約権の無償割当てにおいて、新株予約権は株主の有する持株数に応じて割り当てられなければなりません(会社法278条2項)。これに対して、新株予約権の内容それ自体に株主平等原則は適用されません。しかし、新株予約権の権利行使や取得条項について差別的条件が付されると、当該新株予約権が持株数に応じて株主に割り当てられても、株主の財産権と支配的地位が侵害される危険があり、無償割当対象新株予約権の内容は原則として同一であることが求められます(最決平成19年8月7日民集61巻5号2215頁)。

投資ファンドによる全株取得目的の株式公開買付に対抗するため、新株予約権の無償割当てを株主総会の特別決議事項とするための定款変更をした後、買収防衛策として、圧倒的多数の株主の支持の下に(議決権総数の約83.4パーセント)、1株の株主に対して1株の株式の交付を受けることができる新株予約権3個の無償割当てを行うことが決議されました(権利行使価格は1円)。その際、買収者は新株予約権を行使することはできず、また、会社は、新株予約権の権利行使期間前に原則として本件新株予約権を取得し、その対価として新株予約権1個について1株の普通株を交付するが、買収者については金銭を交付するという差別的権利行使・取得条項が定められました。

前掲・平成19年最決は、特定の株主による経営支配権の取得に伴い、会社の企業価値が毀損され、会社の利益ひいては株主共同の利益が害されることとなるような場合には、その防止のため当該株主を差別的に取り扱ったとしても、当該取扱いが衡平の理念に反し、相当性を欠くものでない限り、これを直ちに株主平等原則の趣旨に反するものということはできないとして、前述の新株予約権無償割当ては株主平等原則に反しないとしました。

同最決は、会社の企業価値が毀損され、会社の利益ひいては株主共同の利益が害されることとなるかどうかの判断(買収防衛策を講ずる必要性の判断)は最終的には株主自

身による合理的判断を尊重すべきであるとし、また、不公正発行問題との関連においても、この買収防衛策は、緊急の事態に対処するための措置であり、現在の経営支配権を維持するために行われたものではないと判断しました。

3 差別的議決権行使条件と機会の均等

議決権制限種類株式を発行する場合、議決権行使条件を定めることができます(会社法108条1項3号2項3号口)。優先株式について優先配当がされない場合に議決権が復活するという議決権行使条件が典型的な定めです。同じ種類株式における議決権行使条件については会社法109条1項の趣旨が妥当し、株主の有する議決権数が総議決権数の20%未満であることを議決権行使条件とする買収防衛策は、原則として、持株数に対する比例的平等原則に反することになります。しかし、前掲・平成19年最決に依拠して、特定の株主による経営支配権の取得に伴い、会社の企業価値が毀損され、会社の利益ひいては株主共同の利益が害されることとなる場合に、その防止のため(必要性)、当該取扱いが衡平の理念に反し、相当性を欠くものでない限り(相当性)、株主平等原則の趣旨に反するものでないと解することができます。

この場合の必要性和相当性は個別事案毎に判断せざるを得ませんが、権利行使条件の内容(またはその要綱)は定款に定められ、機会の均等が確保されています。したがって、2の場合よりも柔軟に対応することができます。合理的な必要性和相当性の判断手続が採用されているときは、その運用の公正さ・妥当性が裁判所において審査されるのですから、当該定めは当然には株主平等原則に反しないと解することが妥当でしょう。

4 支配株主と株主平等原則

株主平等原則は、大株主・支配株主の横暴から少数株主・一般株主の利益を守ることを目的とする一般法理ですが、わが国においては、「平等原則」が一人歩きし、画一的硬直的に運用される傾向が認められます。しかし、支配権争奪の局面においては、企業価値の毀損を防止するために必要かつ相当な差別的取扱いであるかどうかの観点から、弾力的な運用が求められます。もっとも、この場合、現経営者は利益相反関係にあるのが通常であり、独立社外取締役や第三者委員会によるチェック等の差別的取扱いの公正さ・妥当性を確保する手続に十分配慮する必要があります。裁判所の後見的な役割が期待されます。

●所属弁護士等

弁護士 中務 嗣治郎	弁護士 岩城 本臣	弁護士 森 真二	弁護士 加藤 幸江	弁護士 村野 譲二	弁護士 安保 智勇	弁護士 中光 弘
弁護士 中務 正裕	弁護士 中務 尚子	弁護士 村上 創	弁護士 小林 章博	弁護士 錦野 裕宗	弁護士 鈴木 秋夫	弁護士 藤井 康弘
弁護士 國吉 雅男	弁護士 瀧川 佳昌	弁護士 金澤 浩志	弁護士 堀越 友香	弁護士 平山 浩一郎	弁護士 古川 純平	弁護士 松本久美子
弁護士 山田 晃久	弁護士 柿平 宏明	弁護士 赤崎 雄作	弁護士 角野 佑子	弁護士 浦山 周	弁護士 鍛冶雄一(客員弁護士)	弁護士 下西 祥平
弁護士 高橋瑛輝(客員弁護士)	弁護士 岩城 方臣	弁護士 大澤 武史	弁護士 本行 克哉	弁護士 山本 一貴	弁護士 西中 宇紘	弁護士 大口 敬
弁護士 浜田 将裕	弁護士 江藤寿美伶	弁護士 富川 諒	弁護士 山越 勇輝	弁護士 山本 浩平	弁護士 新澤 純	弁護士 鈴木 啓市
弁護士 小宮 俊	弁護士 池本 直記	弁護士 新 智博	弁護士 アダム・ニューハウス(オランダ弁護士)	弁護士 森本 滋	客員弁護士 岡 伸一	客員弁護士 岡村 旦
ガバナンス推進 弁護士 ルンダ・ローマン	法務部長 寺本 栄	法務部長 角口 猛				